

平成23年第4回砂川市議会定例会

平成23年12月6日（火曜日）第2号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第 2号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3号 砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4号 砂川市永く住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 砂川市まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 砂川地区広域消防組合理約の変更について
- 議案第 6号 国土利用計画（第2次砂川市計画）の策定について
- 議案第 1号 平成23年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第 2 一般質問
延会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 2号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3号 砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4号 砂川市永く住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 砂川市まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 砂川地区広域消防組合理約の変更について
- 議案第 6号 国土利用計画（第2次砂川市計画）の策定について
- 議案第 1号 平成23年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第 2 一般質問

多比良 和 伸 君
増 山 裕 司 君
土 田 政 己 君

小 黒 弘 君

○出席議員（14名）

議 長	東 英 男 君	副議長	飯 澤 明 彦 君
議 員	一ノ瀬 弘 昭 君	議 員	増 山 裕 司 君
	増 井 浩 一 君		水 島 美 喜 子 君
	多比良 和 伸 君		増 田 吉 章 君
	土 田 政 己 君		小 黒 弘 君
	北 谷 文 夫 君		尾 崎 静 夫 君
	沢 田 広 志 君		辻 勲 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	高 橋 仁 美
砂川市監査委員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長	湯 浅 克 己
兼 会 計 管 理 者	
市 民 部 長	高 橋 豊
経 済 部 長	栗 井 久 司
建 設 部 長	金 田 芳 一
建 設 部 審 議 監	山 梨 政 己
市 立 病 院 事 務 局 長	小 俣 憲 治
市 立 病 院 事 務 局 審 議 監	佐 藤 進
市 立 病 院 事 務 局 審 議 監	氏 家 実
総 務 課 長	古 木 信 繁
広 報 広 聴 課 長	熊 崎 一 弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長 井 上 克 也
教 育 次 長 森 下 敏 彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長 中 出 利 明

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 湯 浅 克 己

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長 栗 井 久 司

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長 河 端 一 寿

事 務 局 次 長 加 茂 谷 和 夫

事 務 局 主 幹 兼 庶 務 係 長 佐 々 木 純 人

議 事 係 長 吉 川 美 幸

開議 午前 9時59分

◎開議宣告

○議長 東 英男君 おはようございます。休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1 議案第 2号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
議案第 3号 砂川市高齢者等安心住まい（住宅改修）助成条例
の一部を改正する条例の制定について
議案第 4号 砂川市永く住まい（住宅改修）助成条例の一部を
改正する条例の制定について
議案第 5号 砂川市まちなか住まい等（住宅建設又は購入）促
進条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7号 砂川地区広域消防組合理約の変更について
議案第 6号 国土利用計画（第2次砂川市計画）の策定について
議案第 1号 平成23年度砂川市一般会計補正予算

○議長 東 英男君 日程第1、議案第2号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 砂川市高齢者等安心住まい（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 砂川市永く住まい（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市まちなか住まい等（住宅建設又は購入）促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川地区広域消防組合理約の変更について、議案第6号 国土利用計画（第2次砂川市計画）の策定について、議案第1号 平成23年度砂川市一般会計補正予算の7件を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長 沢田広志君（登壇） 予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

12月5日に委員会を開催し、委員長に私沢田、副委員長に増山裕司委員が選出され、各議案について慎重に審査した結果、議案第3号及び第4号には修正案が提出され、起立採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。また、議案第2号、第5号、第7号、第6号及び第1号の一般会計補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長 東 英男君 これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

これより、議案第2号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、申し上げます。

議案第3号について、小黒弘議員外1名から修正動議が提出されております。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時04分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

ただいま配付いたしました修正案を本案とあわせて議題とします。

提案者の説明を求めます。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） それでは、議案第3号 砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定についての修正案の提出についてご説明をいたします。

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の2及び砂川市議会会議規則16条の規定によって提出するものです。

まずは、修正案の提案説明をさせていただきます。

長引く景気低迷が続いています。その中でも砂川市は新病院建設を初め、駅東部開発での交流センターゆう、福寿園、保育所、南北コミュニティセンター、南吉野、石山の市営住宅など公共事業が継続してきました。しかし、今後は宮川団地の建てかえが予定されているだけで、市長が重点を置かれている道路整備を除き、特に建築関係はさらに厳しい状況が予測されます。建築関連産業は多くの業種がかかわり、市内でも就業人口の多くを占めていることはご承知のとおりです。そのような状況下、住宅改修などに対する当該条例が地元企業に果たす役割は大きいものがあります。私の調査によりますと、同様の助成制

度は岩見沢市、滝川市など近隣の市では施工者を地元企業に限定しています。今議会提案の条例の一部改正の理由に地元企業の利用促進を図るためとありますが、私が提出する修正案は、その改正理由をさらに強くした施工事業者を他市と同様に市内に事業所、本社または支店等を有する法人または市内に住所を有する個人事業者に限定するように修正するものであります。

それでは、提出書の1枚おめくりください。砂川市高齢者等安心住まいる助成条例の一部を改正する条例を次のように修正します。

第5条第2項の改正条文中「市内に事業所（本社又は支店等）を有する法人又は、市内に住所を有する個人事業者が改修工事を行う場合の助成金の額は、前項の規定にかかわらず、」を「助成金は、前条に規定する改修工事の費用の総額が3万円以上（消費税を除く。）のものに対し交付するものとし、助成金の額は」に改めます。

第5条第2項の改正条文を第5条とします。

第2条は次のように改めます。

第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)、住宅、市内に建設されている既存の専用住宅、併用住宅又は共同住宅をいい、併用住宅及び共同住宅にあっては、次条に規定する者が居住の用に供する部分をいう。

(2)、地元企業、市内に事業所（本社又は支店等）を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者をいう。

第4条を次のように改めます。

第4条、助成金の交付対象となる住宅の改修工事は、地元企業が行う工事で、次の各号に掲げる種類とし、対象者が現に居住しているか又は改修工事後に直ちに入居する住宅であって、対象者が居住の用に供する部分とする。

(1)、段差部分への手すりの設置。

(2)、段差の解消。

(3)、滑り防止のための床材変更。

(4)、転落防止のための手すり、柵等の設置。

(5)、前各号に掲げる工事に付帯して必要とする改修工事です。

以上、修正案を提出いたしますので、議員各位のご賛同をよろしく願いをいたします。

なお、質疑をお受けいたしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 これより修正案の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

ただいま挙手された方の中で原案に賛成の討論を行う方はもう一度挙手願います。

〔挙手する者あり〕

次に、原案及び修正案に反対の討論を行う方はもう一度挙手願います。

〔挙手する者なし〕

次に、修正案に賛成の討論を行う方はもう一度挙手願います。

〔挙手する者あり〕

一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員（登壇） 私は、議案第3号 砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定につきまして、特に過去の経過がありますので、特に思い入れのある制度でありますので、原案に賛成の立場で討論を申し上げたいと思います。

今回の条例改正は、平成18年度から3年間の期限つき新規事業として創設された本事業を単に期間延長するだけのものではなく、地元企業がリフォーム等を施工する場合には助成金額を増額する発展的内容となっております。このことにより利用者のさらなる利用促進が図られるばかりではなく、地元企業の受注機会の拡大も大きく期待されているところでございます。今ほど地元企業がリフォーム等を施工する場合に限る旨を主たる助成の内容とした修正の動議が提出されましたが、私は平成18年度の制度創設以前から、住宅リフォーム助成金制度の創設を一般質問等々で求めてきたことは周知の事実でございます。制度の趣旨、目的はよりよい住環境を確保していただき、長く安心して安全に砂川市に住んでいただき、これ以上の人口減少、人口の流出に歯どめをかけることであります。そして、その波及効果として地元企業がリフォーム等の仕事を受注することによる事業収入の増加、あるいは利用者がリフォームを機会に新しい電化製品や家具、インテリア用品の新調等、経済の活性化をプラスアルファの効果として期待するものであると私は思っておりますし、その思いで過去の制度創設の提案をしてきたところでございます。私自身地元企業を応援する対策、地域経済の発展という観点是非常に大切な懸案事項だと考えておりますし、微力ながらこれからも尽力していく考えではありますけれども、この制度、条例は定住政策の一環であり、第一義的にリフォームを行う利用者の立場に立って考えることこそが私たち議員の役割だと考えます。利用者が満足できる住環境の整備、確保のためには選択の自由を阻害することがあってはならないものと私は考えます。建築技術が向上している今日、地元企業であってもそれ以外の企業であっても技術的にはそう遜色ないものと思っておりますし、地元企業の技術も相当高いものと思っております。しかしながら、それを選択するのは実際にリフォームをする利用者であることにほかならないわけであり、満足度向上の観点からその門戸を、その入り口から閉ざすべきではないと私は判断いたします。

この制度は、総括質疑の際にも若干申し上げさせていただきましたけれども、近隣市町村に先んじて砂川市が事業展開をした先駆的なものであり、全国的にも充実した制度内容であると高く評価されているところでもございますし、また多くの市民の皆様からも利用しやすいと高評価を得ております。地元企業の皆様におかれましては、厳しい経済状況ではありますが、それゆえに、より地元企業に有利なように配慮された変更内容を熟知していただき、かつ高い技術力を生かし、これまで以上に受注機会を拡大していただきたいと私は切に願うものでございます。

以上申し上げてまいりましたが、今回の条例改正によりさらなる制度の充実が図られるものであり、同時にこれまで以上の経済波及効果が期待される内容であることを高く評価し、賛成の立場を表明するものでございます。

議員各位のご賛同を心からお願い申し上げ、賛成討論を終結させていただきます。

以上です。

○議長 東 英男君 辻勲議員。

○辻 勲議員（登壇） 私は、今回の議案第3号 砂川市高齢者等安心住まいる助成条例の一部を改正する条例の制定について、反対をするわけではありませんけれども、修正案に賛成する立場で討論を申し上げます。

私も市内における中小企業、なかんずく建設業は大変な中頑張っていることを理解しております。売り上げは厳しい、仕事はない、また若い人の雇用にも大変悩んでおられます。また、国の借りかえの支援などを借りながらの資金繰りをしているぎりぎりの事業を行っているのが現状でございます。こういった中で今回修正案が出ておりますけれども、その中で小黒議員の理由の中にも出ておりますけれども、近隣の6市の助成制度の事例を取り上げながら、施工者を地元企業に限定しているということで、砂川市が自由に参入できるのではなく、砂川市も地元限定をした中での支援をしていきたい、この条例をさらに支援するというので私も賛成の立場で討論したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 東 英男君 これで討論を終わります。

これより採決をします。

まず、議案第3号の修正案について起立により採決をいたします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

起立少数であります。

したがって、修正案は否決されました。

これより、議案第3号の原案について起立により採決をします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、申し上げます。

議案第4号について、小黒弘議員外1名から修正の動議が提出されております。

暫時休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時21分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

ただいま配付しました修正案を本案とあわせて議題とします。

提案者の説明を求めます。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 議案第4号 砂川市永く住まいる(住宅改修)助成条例の一部を改正する条例の制定についての修正案を提出いたします。

先ほどの第3号と修正案の提案説明はほぼ同じですが、とにかく地元企業が受注できるように地元企業に受注の限定をするような条例の修正案になります。

それでは、1枚をおめくりください。砂川市永く住まいる(住宅改修)助成条例の一部を改正する条例の修正案です。

砂川市永く住まいる(住宅改修)助成条例の一部を改正する条例を次のように修正します。

第5条の2第1項の改正条文中「第4条」を「前条」に改め、「地元企業が改修工事を行う場合の助成金の額は、前条第1項の規定にかかわらず、」を削ります。

第5条の2第2項の改正条文中「及び前条第2項」を削ります。

第5条の2第2項及び第3項の改正条文中「地元企業が」を削ります。

第5条の2の改正条文を第5条とします。

第15条の改正条文中「、第5条及び第5条の2」を「及び第5条」に改めます。

第4条を次のように改めます。

第4条、助成金の対象となる住宅の改修工事は、地元企業が行う工事とし、対象となる改修工事の種類は、住宅の屋根、壁、基礎等主要構造部の耐久性及び安全性向上を目的とする改修工事又は世帯構成の変化等に対応し、性能の向上を目的とする増築、改築若しくは間取りの変更の工事等で、規則に定めるものとする。ただし、併用住宅又は共同住宅にあっては、対象者が居住の用に供する部分とする。

以上です。せっかく提案していますので、質疑のほうよろしくお願いいたします。

○議長 東 英男君 これより修正案の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

ただいま挙手された方の中で原案に賛成の討論を行う方はもう一度挙手願います。

〔挙手する者あり〕

次に、原案及び修正案に反対の討論を行う方はもう一度挙手願います。

〔挙手する者なし〕

次に、修正案に賛成の討論を行う方はもう一度挙手願います。

〔挙手する者あり〕

一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員（登壇） 議案第4号 砂川市永く住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定につきまして、私は原案に賛成の立場で討論を申し上げます。

今回の条例改正は、平成18年度から3年間の期限つき新規事業として創設された本事業を単に期間延長するだけのものではなく、地元企業がリフォーム等を施工する場合には助成金額を増額する発展的内容となっております。現行制度上においても、過去6年間の事業実績では、地元企業がおよそ6割の受注率を上げていることから、今回の改正により利用者のさらなる利用促進が図られるばかりではなく、地元企業の受注機会の拡大にも大きく期待されているところでございます。今回の条例改正によりさらなる制度の充実が図られるものであり、同時にこれまで以上の経済波及効果が期待される内容であることを私は高く評価し、賛成の立場を表明するものであります。

議員各位のご賛同を心よりお願い申し上げます、賛成討論を終結いたします。

○議長 東 英男君 辻勲議員。

○辻 勲議員（登壇） 私は、議案第4号 砂川市永く住まいる助成条例の一部を改正する条例の制定について、反対をするわけではありませんけれども、修正案に賛成の立場で討論申し上げます。

私も市内における中小企業、建設業は大変な中頑張っていることを理解しております。売り上げは非常に厳しい、仕事はない、また若い人の雇用にも大変苦しんでいる中、国の借りかえの支援などを借りながらの資金繰りをしている現状でございます。ぎりぎりの中頑張っているところでございます。今回修正案の中で近隣の6市の助成制度の事例を取り上げながら、施工者を地元企業に限定しており、砂川市が自由に参入できるのではなく、限定をした中で支援をしていきたいとの趣旨であります。また、市の条例をさらに推進、支援していきたいというものであり、私も賛同いたしましての討論といたします。よろしくお願いたします。

○議長 東 英男君 これで討論を終わります。

これより採決をします。

まず、議案第4号の修正案について起立により採決をいたします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

起立少数であります。

したがって、修正案は否決されました。

これより、議案第4号の原案について起立により採決をします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号、第7号、第6号及び第1号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号、第7号、第6号及び第1号を一括採決します。

本案を、予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 一般質問

○議長 東 英男君 日程第2、一般質問に入ります。

通告者は7名であります。

順次発言を許します。

多比良和伸議員。

○多比良和伸議員（登壇） おはようございます。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。早速入ります。

1番、子育て支援についてでございます。過日、砂川唯一の幼稚園であります砂川天使幼稚園の父母の会より就園奨励金の見直しについての陳情がございました。砂川市は、平成16年以降の行財政改革により、この就園奨励金を含めさまざまな補助金が見直されました。まちがつぶれては困る、夕張のようにはなりたくないという思いで、当時市民は改革に賛同いたしました。それ以降市民は、財政が健全化されるまでと今まで長い間我慢してきました。時は流れ、今回の陳情は改革そのものの自体が風化されつつある中で生まれたようにも思います。現在の市民を取り巻く状況は、依然として厳しく、市財政もまだま

だ健全化とまではいかないのかもしれませんが、いつまでもこのまま手をこまねているわけにはいきません。この超少子化の中、そろそろ将来に対する投資をすることも大事なことのよう思えます。そこで、以下について伺います。

(1)、今後の超少子化策について。

(2)、子育て世代の医療費補助の拡充についてです。

続きまして、2、企業誘致について。企業誘致策として、東京砂川会開催時の企業誘致活動について伺います。

3、東1条南通り東正和橋についてでございます。砂川駅から東1条南通りは、いわゆる銀座通りですね、近隣市町より砂川高校へと通う通学路となっております。登下校時には多くの学生が歩いております。また、通学、通勤圏の拡大により砂川から他市町へ通勤、通学する市民も多くなってきています。しかし、パンケ歌志内川にかかる東正和橋には歩道がありません。特に冬道となるともっと道幅は狭くなって、車が交差するときなど歩く場所もございません。安全対策も踏まえ、東正和橋に歩道橋をかける考えはないか伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) それでは、私から大きな1の子育て支援についてご答弁を申し上げます。

初めに、(1)、今後の超少子化策についてであります。近年の急速な少子化の進行については、労働人口の減少や消費の減少など、我が国の社会経済に深刻な影響を与えてきております。平成21年度の合計特殊出生率を見ても、全国で1.37、北海道で1.19、砂川市では1.35であり、砂川市においても全国、全道と同じように少子化や核家族化は進行しており、子供の人口も年々減少してきております。国は、この少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ育成される環境の整備を図るため、国、地方公共団体、企業が一体となって取り組む必要があるとして、平成15年度に次世代育成支援対策推進法を制定し、全国のすべての自治体に次世代育成支援対策の実施に関する計画の策定を義務づけたところであり、本市においてもこのような社会情勢の変化に伴い、子供や家庭に対しての支援が必要とのことから、現在平成22年度から平成26年度を計画期間とする、すくすくいいきいき子育てをみんなで支えるまちづくりを基本理念とする砂川市次世代育成支援地域行動計画を策定し、さまざまな取り組みを行っております。取り組みの主なものを申し上げますと、子育て支援環境の充実として、子育て支援センターを拠点に子育てに関する相談や情報提供を行ったり、親子や子供同士が一緒に遊びながら交流を深めたりする場の提供や子育てサークルの育成など、子育て支援を推進しているところであります。保育所につきましては、働きながら安心して子育てができるよう家庭環境の変化等に伴う多様なニーズに対応して、通常保育に加え、乳児保育、延長保育、障

害児保育、一時保育などの特別保育を実施するなど、保育サービスの充実を図っております。放課後児童の健全育成と安心安全な居場所の確保を図る学童保育については、延長保育や障害児保育なども行っているほか、児童養育など家庭からの相談に応じ助言、指導を行ったり、子供への虐待の防止、早期発見、対応を図るため家庭児童相談員を配置するなど、児童の育成環境の充実を図っております。ひとり親家庭の支援としては、特に母子家庭は悩みを多く抱えていることから、母子自立支援員を配置し、相談、助言や情報提供等を行い、家庭生活の安定、向上に努めております。また、子育て支援に対する経済的支援については、地域経済の低迷が続く中、家計に占める子育ての経済的負担は大きくなっており、砂川市においても、子育て家庭への経済的支援のため子ども手当などを支給しているほか、協賛店舗で買い物をした場合特典が受けられるどさんこ・子育て特典制度を実施し、家庭における生活の安定、経済支援に努めているところであります。

以上のように、本市においては少子化が進行している中での子育て支援について各種施策を展開しており、来年1月からは地域における子育て支援を推進するため、ファミリーサポートセンター事業を実施することとしており、安心して子供を産み育てられる環境づくりに努めているところであります。今後少子化に歯どめをかけるには、より一層子供や家庭に対しての支援が必要となってくることから、安心して子供を産み育てられ、健康で元気に過ごすことができるよう、社会全体で子育てを支える環境づくりに取り組むことが求められており、本市におきましても、引き続き砂川市第6期総合計画や砂川市次世代育成支援地域行動計画に基づき、地域の実情、要望を十分に把握し、国が進める子育て支援対策なども整合を図りながら、必要な事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、(2)、子育て世代の医療費助成の拡充についてであります。北海道医療給付事業及び砂川市福祉医療費助成条例により、乳幼児等医療費助成事業、重度心身障害者医療事業、ひとり親家庭等医療事業を実施しており、医療費の一部を助成することによって保健の向上、福祉の増進を図っております。乳幼児等医療費助成事業は、砂川市内に在住のゼロ歳から小学校6年生までの子供が対象であり、医療費の自己負担額はゼロ歳から3歳未満は初診時一部負担金のみの負担、3歳から就学前の非課税世帯は初診時一部負担金のみの負担、3歳から就学前の課税世帯は1割負担、小学生は入院医療費のみが対象で、非課税世帯は初診時一部負担金のみの負担、課税世帯は1割負担としており、平成22年度の対象者は675名、助成額は1,564万6,000円ですが、北海道が2分の1を負担しておりますので、市の負担額は782万3,000円となっており、初診時一部負担金の額は医科が580円、歯科が510円などであり、1割負担の場合の月額上限額は入院が4万4,400円、通院が1万2,000円となっております。また、重度心身障害者医療事業及びひとり親家庭等医療事業は、3歳未満は初診時一部負担金のみの負担、3歳から就学前の非課税世帯は初診時一部負担金のみの負担、3歳から就学前の課

税世帯は1割負担であり、乳幼児等医療費助成事業と同じ負担となっております。なお、乳幼児等医療費助成事業は、平成20年10月から小学生の入院が追加されて現在の事業になるなど、これまでも随時対象者などの拡充が図られておりますが、自治体独自で現行制度を拡充している例もあることから、当市でも拡充について検討しているところであります。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） それでは、私のほうから大きな2番、企業誘致についてご答弁申し上げます。

ここ数年における企業誘致策の一つとして、東京砂川会の開催時にあわせて市長とともに首都圏企業を訪問する企業誘致活動を行っております。首都圏企業の訪問先選択について、当市では3年前から北海道東京事務所の担当者に首都圏企業の情報をいただく活動を行っており、道庁企業誘致担当部署から積極的な支援策として、東京事務所に協力依頼の連絡をしていただいております。当市からお願いしている企業選択における基本的な事項は、訪問企業の取締役や役員が北海道出身であること、首都圏内の工場が建築後約20年以上経過し老朽化していること、北海道、東北地方に工場がないことを事前調査によりリサーチされた企業を紹介していただいております。今回も11月7日、8日の2日間にかけて、無臭元工業株式会社、株式会社岡村製作所、日本コンクリート工業株式会社の企業3社を訪問し、市立病院を中心としたまちづくりや札幌、旭川の中間に位置する道央砂川工業団地の利便性などを説明し、誘致活動をしてきたところであります。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君（登壇） 私から大きな3の東1条南通り東正和橋についてのご質問にご答弁申し上げます。

当市の道路整備は、幹線道路及び生活道路等を中心に、道路の傷みや住宅の張りつき状況により計画的な整備を行っており、あわせて歩行者の安全を守るため、歩道整備も地域の状況により必要に応じて行っております。東正和橋は、国道12号とJR函館本線との間に位置する市道東1条南通りにかかる昭和37年に設置された橋梁であり、市道東1条南通り、通称銀座通りとしてJR砂川駅と南市街地を連絡する幹線道路であります。この道路は車両交通も多く、またJR砂川駅を利用する高校生の通学路等にもなっており、歩道設置は必要であると認識はしております。しかし、流雪溝の埋設物や歩道橋を設置する用地確保等の問題、課題もあることから調査を行い、今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時56分

○副議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

多比良和伸議員の質問を許します。

○多比良和伸議員 今ほど市民部長さんのほうからさまざまな現状、砂川の少子化策についてご答弁いただきました。確かに子育て支援、また支援策、少子化策と一言で言いますが、そこには確かに経済状況や雇用問題並びに保育所等の充実、育てる環境を含めたさまざまな要素がこの問題には絡んでいると思っております。国も、平成2年の1.57ショックと言われている少子化の問題からさまざまな政策を打ち出してきております。しかし、経済の低迷と相まってなかなか出生率が上がってこないというようなことから、いまだにいろんな対策に追われているような状況でございます。北海道といたしましても、北海道は各自治体の中でも特に出生率が低いとされておりまして、それを北海道も危機感を感じていまして、全国に先駆けて少子化対策推進条例ということで北海道も取り組んでおります。この近隣市町に目を向けていっても、各市町でさまざまな独自政策というものを少しずつですが、それぞれ市町村苦しい財政状況の中、少子化問題に対して取り組んでおります。砂川市としても、さまざまな政策をしているということは理解できるのですが、それを例えば成果をある程度目標数値を掲げる等を含めた、砂川市独自の少子化対策条例というようなものを考えていくことはございませぬか。ちょっと日本語おかしかったですが、条例を考える気はございませぬか。

○副議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 少子化対策の条例化ということで、この考え方ということでございませぬけれども、第1回目でご答弁を申し上げましたけれども、さまざまな取り組みをしております。直近でいいますと、来年1月からはファミリーサポートセンター、これが開所をされると。それから、お父さん方の育児、これを支援するために子育て支援センターのほうでもお父さん方を集めた、そういったような取り組みをしようというようなことで今検討はしております。ですから、これからまたさまざまな取り組みの中でそれをやっていって、この条例が必要なかどうかというのは、今ご質問いただきましたので、今々ここですぐ必要だというようなことにはならないかと思ひますけれども、いろいろな情勢を見ながら検討はさせていただきたいと思ひますけれども、まずは少しこの子育て支援、これから先1月以降も続けてさせていただいて、これがどのような成果が見られるのかということも十分検証しながら取り進めていきたいというふうに思ひますので、条例自体は今々という考えはございませぬので、ご理解を賜りたいというふうに思ひます。

○副議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 政策というのは、これやったらいいのではないかというものを出していけばいいことなのではございませぬけれども、やはり条例化するということはある目標に向かって、例えば少子化対策の条例ということになりますと、所管をまたがった、それぞれが一体となった目標に向かって政策を考えていくということにつながっていくと思うのです。です

ので、今は基本的には市民部のほうでやっていらっしゃるけれども、やっぱり少子化策というは市を挙げて全体でそれぞれの所管がよかれと思うことを考えて、市民の意見を聞いて、そして目標値を決めて、それに取り組むということにつながっていくと思いますので、もちろん今回の政策の成果を検討した上で、なかなか歯どめはかからないことは、これは皆も承知な事実ではございますけれども、やはり目標値を立て推進していくことを必要と考えるので、よろしくご検討をお願いしたいと思います。

そして、(2)の部分に関しましては提案となりますが、今ほど市民部長さんからのご答弁で、医療費の拡充については考えているというようなことがございましたので、少し中身についてどの程度お考えなのか聞いてみたいと思いますけれども、既にこの少子化対策の子育て世代の医療費補助は、お隣の上砂川では12歳まで全額補助、新十津川では中学生まで全額補助、深川でも同様に各市町独自に拡充をしている現状がございます。砂川は、砂川市立病院を中心としたまちづくりということでもありますし、市内にもまだまだ個人病院なり歯科医院等々が数多く存在します。他市町村から比べると、この医療の充実という優位性を利用して、子育て世代への医療費の補助の拡充をぜひ進めていてもらいたいと思うわけではございますけれども、現行の3歳以下は初診のみ、6歳以下に関しては1割負担、もちろん非課税は対象外ですけれども、小学生に関しては入院のみ補助という部分ではございますけれども、それよりも一歩、二歩踏み込んで何とかせめて小学生ぐらいまでは課税、非課税にかかわらず医療費を拡充していただけるような、そこまで具体的なお考えはございませんか。

○副議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 政策の根幹にかかわりますので、私のほうからご答弁をさせていただきます。

1回目で市民部長のほうから、医療費助成の拡充は検討するというような話をしてございます。私も大変思い悩んだのでございますけれども、市長選挙に出るときに少子高齢化対策、これをどうしたらいいのだろうかということで、いわゆる子供の数が少なくなって総体の人口が減っていくと。そして団塊の世代も含めて戦後のベビーブームの人たちが高齢化社会に入っていくと。結論的には生産者年齢、消費者年齢と言った方がわかりやすいのでしようけれども、20歳から60歳の一番消費をする年代が極端に減ってしまった。これがいわゆる日本のデフレの元凶であって、国の政策に負うところが多いのですけれども、構造的なデフレになっていると。それで、私が考えたのは、高齢者対策については、ある程度2年をめどに何とか地域と行政で支えていくシステムをつくっていきこう、それから内需が減少している分については、最低限財政が厳しいといえどもこの管内、空知の中ではトップクラスの公共事業は何とか厳しい中でも確保していこうと。ただ、公約の中に少子化対策というのは具体的な政策を私は書き切れなかった。その思いというのはやはり財政的な経常費を上げることが将来的にどうなるかと、かつて行革で苦労した身としては

なかなか踏み出せないというのが実態でございました。ただ、財政が守られたからいいのだという考えには立ってなくて、いわゆる市の財政は守ったけれども、まちの中が疲弊してしまうというのはとても耐えられないと、何とか少子化対策をと。私は、もともと少子化対策をするなら幅広く多くの方が対象になるような、そういう政策をやっていききたい。日々経常費の増嵩と少子化対策、この7カ月、それで悩んでまいりました。先般、幼稚園就園補助の関係でたくさんの父母の方が市長室に訪れてくれました。そこで2時間近くお話をさせていただいて、やはり幅広く当たる医療費、これが最低限少子化に対する市民の子供の命を守るセーフティーネットなのだろうと、そういう意を強くしまして、その後財政当局とかなり論議をしました。どこまでならいけるのだろうか。話の中では小学校、中学校という話もあり、話を聞いているともっともだなと。市民部長が1回目で拡充について検討していると、この検討というのは本当にやっていきたいという検討でございまして、何とか3月議会にはこの乳幼児の拡充の条例を出していききたいなど。ただ、時期的にすぐ4月からできるのかといいますと、電算等の絡みもございまして、実施時期は若干おくれても、何とか3月議会には医療費無料化の拡充の条例案については出していききたいというふうを考えているところでございます。この点で多比良議員のご理解をいただければなというふうに思っております。

○副議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 今ほど市長から時期的なものも含めて具体的にご答弁いただきましたので、この問題に関してはまたその案が出てきたときにお伺いしていききたいと思っております。

次に、企業誘致についてでございます。東京砂川会開催時において、企業との懇談を含めて誘致活動を行ってきたというご答弁がございました。実際問題、企業誘致活動というのは、企業誘致に来てくださいとあって、相手がいることですから、もちろん回答があるものと思っておりますが、今回の企業誘致活動において相手側の反応もしくは回答なり、どのような状況だったのかお聞かせ願えますか。

○副議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 ことし東京砂川会の際に実施しました首都圏企業の訪問、一応3社回ったのですけれども、その企業活動における反応ということでございますけれども、最初の1社目が薬剤による排水処理や臭気対策の製品販売を行っている無臭元工業株式会社という企業でございまして、創業者の会長とその息子さんが副社長、それから現社長の3名が北海道出身者で、この企業の工場が栃木県の小山市にございました。現在地、用地がありまして、増改築にはそこで製品製造が適用できる範囲内ということでございます。新たな北海道、東北地方への進出ということは考えていないと、大変厳しいということで、ただ物流コストを考えた場合、北海道の地がなかなか遠い、そういう経費がかかるということでそういう回答をいただいたところでございました。

2社目が東証1部上場のスチール家具の製造販売を行っている株式会社岡村製作所でご

ざいまして、本年のこの企業の業績がオフィス事業というのが著しく伸びてございまして、株価の配当も昨年の中間配当含めて1割配当ということで業績もよいことから、さらに実はこの企業、今回3月11日の東日本の大震災に、東北の釜石市に工場がございまして、大きく被災をされていたということで、新たに北海道の拠点工場をお願いしていたわけがございました。その回答でございますけれども、企業として被災地からの撤退ではなく、むしろ義援金を4億円ばかり寄附をされておまして、そして被災地に新たにまた工場建設をするということで、企業のイメージを上げる一応計画なのだとということでございました。それから、この企業はロッカーだとかいろいろオフィスの製品をつくっているのでもございますけれども、やはりこれも物流を考えた場合は首都圏で交通の便がいいところ、それと東南アジアに工場が既にございました。しかし、この企業の対応していただいた専務取締役の方から情報といいますか、東南アジアの工場が実はいろいろ人件費の関係でストライキなどが起こって人件費が高騰しているのだと。そして、逆にそのような状況でございまして、つくったときは日本に逆輸入ということも考えていたそうなのですが、今のところは日本に逆輸入するとコスト割れになるということで、むしろ現地での販売となっているということでございます。それで、今回東日本の震災を受けましたことから、企業としては今後製造部品の工場分散など、リスク分散型工場ということも検討しなければならぬという新たな情報提供いただいておりますので、今後は各日本の企業におかれましては工場の分散型ということで、むしろ企業誘致に役立つような形にもつながっていくのかなという情報をいただいたところでございます。

あと、3社目は、日本コンクリート工業株式会社でございまして、事前のリサーチでは西日本に多くの工場がございまして、東日本は茨城県まででございましたので、そのことから東北、北海道に新たな拠点工場という誘致を行ったのですけれども、業界を取り巻く特殊な事情がございまして、東日本の進出はできないという回答をいただいたところでございます。

一応これが今回東京砂川会の開催にあわせて首都圏企業を回ったときのそれぞれの企業の反応といいますか、回答をいただいたところでございます。

○副議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 今聞いていて、全く企業誘致活動に当たらないのではないかとというぐらいなレベルだと思うのです。可能性も全く感じないですし、商品が何が売っているのかとか、物流コストがかかるのかというのはもう事前調査でわかるようなことだと思うのです。その辺の準備とか、どういう企業が、どういう商売がこの砂川市で全国へ向けて発信、もしくは道内に向けて発信、世界に向けて発信できるような職種なのかとか、そういう最低限の分析みたいなものというのはされているのでしょうか。

○副議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 企業誘致、首都圏企業の訪問につきましては、東京にあります

北海道東京事務所だとか、道庁の企業誘致担当部署ともいろいろ事前のリサーチをさせていただいているのですけれども、ただ一応製造業にはこだわらないという考え方でございましたけれども、ただ現在簡単な製品の製造業はむしろ人件費の安い東南アジア方面に工場が進出されているわけございまして、日本ではやはり技術を伴った小さいものでも製造業でもございますので、そういうものを中心に、そして大きな物品を扱う企業よりも、むしろ広い分野で業種や流通コストのかからないような小さな部品の企業がよろしいのではないかという、そういうアドバイスをいただいたわけございましてけれども、前段に企業のリサーチに当たっては先ほど申し上げたとおり、取締役といいますか役員の方が北海道出身だとか、既にある工場が老朽化している、20年以上たっているものとか、そういうデータを一応道のほうにお示しまして、それでリサーチをさせていただいたところございましてけれども、そういう形で一応準備関係につきましても十分北海道と連絡をとり合っているのですけれども、北海道の東京事務所にもこのような形でいろいろお願いをしている市町村というのは砂川市だけだということで後で担当の者から聞いたのですけれども、また北海道は東京商工リサーチという企業をリサーチする企業の会員になってございまして、これが結構年間会員費が膨大にかかるのですけれども、砂川市はそれに入るといふ形にはなかなか経費もかかりますので、むしろ北海道を通じてそういう情報をいただいて、市からのリサーチの条件等基本的なこともお含みいただいた中から紹介企業をいただいて、本市としてはその企業に後で公文書を発送して当日の出席者だとか当市のパンフレット、北海道における砂川市の立地条件とか気候条件だとか、そういうことが全くわからない企業よりも、むしろ取締役の中に北海道の出身の方がいれば本市の実情もよくご存じだということでアプローチをかけて砂川市のPRをします。もちろん基準誘致のパンフレットを持参させていただきましても、昨年開院いたしました立派な砂川市立病院のパンフレットも持参して、それから砂川市が今売り出し中のスイートロードの関係だとか、そういうもののパンフレットも持参して、砂川市のイメージアップを図りながら企業に来ていただきたいということでいろいろ折衝させていただいているところでございます。

○副議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 準備と言えたのかどうかわかりませんが、取締役が北海道出身だからと行って全く相手にされないで帰ってきたということが現実なのだと思うのです。この企業誘致活動というのにも、もちろん今回は市長も一緒に行かれて、経費をかけて行ってきたと思うのです。年にそう何回も行けるわけではないと思うのですけれども、聞いているほうからしてみたら、ちょっと何か企業訪問というか、企業誘致というのではなくてただあいさつに行ってきたというような感じしか受けないのです。そこへ行って情報収集をしてきましたというのは、もう誘致ではなくて情報収集と言ってもらった方がかえっていいのかな。それだったらわざわざ市長連れていかななくてもよかったのではないのかな。砂川市のこの場所に来てもらえるというか、ここで何かこういう事業をしてみませんかと

かいう、もう既にこちら側からある程度提案型の企業誘致のほうが砂川市の場合は合っていると思うのですけれども、そういうお考えはございませんか。

○副議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 ただいま企業訪問、あいさつで誘致ではないのではないかとというご指摘でございますけれども、企業訪問というのは最初は名刺交換から始まるわけでございます、一応私たち七つ道具と言われているパンフレットや名刺や、そのほか砂川の持っている立地条件だとか、そういうイメージアップを図りながらいくわけでございます。企業誘致というのは一種の営業でございますので、1回行ってすぐに当市に来ていただけるというようなことは、なかなかそういう確率は低いわけでございます、100社回っても1%の確率があるかないかというのが企業誘致でございます。そう言われても、ことしの1月から6月まで、かなり東日本の大震災で企業誘致の立地件数が下がったといっても、1月から6月まで60ヘクタールの企業誘致があったわけございまして、そのうち北海道は13件で12ヘクタールあったということで、対前年から比べると63%ほどの下落率にはなっていましたけれども、全国でそのような形で企業誘致が行われてございますので、当市といたしましても北海道に来ていただけるようなアプローチをする、何度も断られても、最初の企業誘致というのは名刺交換から始まりますけれども、1度行った企業はずっと砂川市の広報すながわを送ったり、砂川の状況をお知らせしたりということで、そういう取締役の方々をつなぎといいますか、連絡をずっとつないで砂川市の一度ある程度立地工場の有無についてはないという回答をしたのだけれども、引き続きそういうおつき合いをしていく中で、関連企業だとか子会社などをご紹介していただくような、そういう情報のやりとりが、やがてはその企業誘致という大きな花に結びついていくということでございますので、企業誘致は一種の営業活動でございますので、何度でも断られても行ってそのつなぎを行いながら、やがて来ていただけるような道筋をすると、そういう考え方でございます。今回市長が先頭になって行っていただきましたのは、東京砂川会の役員会がございましたので、早朝の早い便で、東京砂川会は午後6時からの開催でございますので、早い時間帯で行っていただいてその企業と一緒に回っていただくと。企業側にとってみても、担当の部課長よりもむしろトップの市長が来ていただけるということになりますと、それなりの対応をさせていただいてございますので、やはりトップセールスというものは企業誘致の最高のレベルでございますので、かなり企業には大きなインパクトを与えているということで考えているところでございます。

○副議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 今の答弁を聞いていると、あたかもそのやり方で今まで成功しているのだというようなふう聞こえるわけなのですけれども、そのやり方で今まで企業誘致が成功した例はございますか。

○副議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 例えば砂川の三井化学という三井系列の大きな企業ございました、その関連からスイコーという企業が北海道に来ていただいたということで、やはりその地元の企業さんを通じた形でのご紹介ということで、いろいろそういう関連企業、子会社等が来ていただいているということでございます。ですから、やはり何かのきっかけだとかということがあるわけでございます。当市の第1号の、もう既にはないのですけれども、ハイジャストという企業が砂川市の企業誘致の第1号でございました。これも、地元の朝日町にある洋装店の社長さんがそこから服を仕入れていたということから企業誘致の話が出て、当市の当時の市長、助役さんがトップセールスを行って焼山の工業団地に来ていただいたハイジャストというのが砂川市の第1号の企業誘致ということでございますので、やはり地縁、血縁だとか、そういう取引の関係のもの、そういうつながりから企業が来ていただけるような道が開いていくと。それも熱心に営業活動しなければならぬわけでございますので、そういうことから企業誘致というのは地味ですけれども、時間をかけて、またはそういう熱心さ、私たちセールスマンという自覚のもと、担当者が汗をかいて来ていただけるような、そういう熱意が伝わって向こうの企業の担当者の方も心が動いていただけるのではないかとということで思っております。

○副議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 ぜひ過去の事に関しては時代も違いますし、北海道に12社来られた企業はどうして砂川を選んだのか、そのあたりの調査も踏まえて、それで砂川としてある程度ターゲットを絞った企業活動を、市民の代表で企業誘致をしているのだという自負を持ってやっていたきたいと、そういうふうにも思っております。企業誘致に関しましては、市長も公約にございましたけれども、なかなか外から来てもらうというのはもう難しいのではないかなと、このまま、例えば敏腕な企業誘致専門家みたいな人をお願いすればまた違うのでしょうかけれども、月並みな企業活動、営業活動で企業が来るような、なかなかそういう時代ではないのではないかなと、そんなふうにも思います。むしろ市長が日ごろからおっしゃっている頑張っている地元企業を応援する、その中から雇用を拡大する、そういうようなことをもう少し具体的にも方策としてやっていかなければいけないのかなというふうに感じます。

私は、6月議会でもご提案させていただきましたが、コールセンターを誘致、または合同コールセンターを設立、それに助成をして、せっかく砂川市には製造小売業が堅調な企業がたくさんございます。ローレルやソメスサドル、吉川食品や北菓楼、岩瀬牧場とスイートロードがあるわけですから、それらを市でバックアップしてテレビなどで、またはチラシなどで合同テレビショッピングなり、そういうものをしてみてはいかがでしょうか。そのかかってきた電話対応をそのコールセンターで請け負い、地元の運送会社で発送する、そういうようなことで地元の企業にさらに元気になっていただいて、新しい商品を開発していただいて、全国に発信していただいて、工場の生産が追いつかなくなれば新しい工場を

建てていただいて、外に頼るのもなかなか難しいのかなと、そんなふうにも感じます。1月7日、8日の市長のブログにも、製造業での地方からの企業誘致には手ごたえはないと、違う職種への誘致活動への切りかえが必要なのかなというふうにございましたので、市長の考え方を最後に聞かせていただけますか。

○副議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 企業誘致の関係ですけれども、担当部はやっぱり工業団地を抱えているものですから、何とか工業団地の土地を少しでも売ろうというのが恐らく製造業へアプローチする要因だというふうには聞いてございまして、私も市長になってから全道市長会に行きまして、各首長にそれぞれ個別に当たって企業誘致の手法等を聞いてみましたけれども、8割方の首長さんはまず第一声で飛行場ありますかでもう終わってしまっていると。大きなところは、大手経済人が東京に人脈を持っている方については別なアプローチをされているみたいですが、大部分の首長さんは大変苦勞されていると。もう門前払いに近いものがあると。私も初めて今回行きましたけれども、この円高、デフレの中で製造業があっぷあっぷしている中で、本当に北海道に来てくれるのだろうかという話を正直言うと会社の人にも正直に聞いてみましたけれども、今の経済界はそんな状況になかなかないと、それだけ進出するほどの余裕があれば東南アジアのほうに行ったほうがまだメリットがあるという話をされている経営者もございました。だから、私が思うには、企業誘致の芽をつぶしてはいけないと思いますけれども、円高とかデフレに影響されないような産業、例えば食を中心とするような産業のほうにもアプローチしたほうがいいのではないかとこのふうには考えてございます。それは、経済部のほうにも指示をしてそういうほうの調査研究もしてくれと。それから、企業誘致の芽をつぶしてはやっぱりいけないと思うのですけれども、もともと私の持論は企業誘致活動はしますけれども、それより効果あるのは地元の優良な企業を応援して、そこで雇用を回してもらったほうがいいのではないかと。それは、リードしている企業は結構ございます。そこを何とか応援できないだろうかということで、いきなりラジオのほうにも出演して砂川のローレル、それからソメス、それから市内のお菓子屋さんのお菓子を持ってS T Vラジオのほうに出演してみましたけれども、勢いだけで出演するのはなかなか難しいなというふうにも感じたのですけれども、後でS T Vのほうから手紙いただきまして、砂川の放送のときが一番はぎの量が多かったということで、ぜひもう一回出てくれないだろうか。それが終わったときも違う放送局からもアプローチあったのですけれども、なかなか。でもそれは一つのいわゆるそんなに金をかけないで砂川の企業を元気にし、市外、全道にアピールする手段ではあると思っています。今言われる手法も一つの検討の要素にはなりますけれども、そういうところは私が先頭に立っていろいろ宣伝しながらやっていきたいなと。先般ホリの社長さんが来られて、いつでも市長がもしどこかに出かけてやるのなら協力もしたいという話もしていただきました。それは、幅広くいろんな企業の方とお話ししながら、一番いい方法を模索し

ながらやっていきたいなと。それには私が先頭に立ってやっていきたいと、このように考えておりますので、私もまだ7カ月しかたってございませんけれども、もう少し時間をいただければなというふうに考えております。

○副議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 企業誘致に関しましては、もう少し冷静に自分たちのまち並びに置かれている環境、それから今いる人材、その辺も踏まえて、ぜひそれに見合った企業に訪問し、成果を上げていただきたいなと、そういうふうに思っております。

3、東1条南通り東正和橋についてでございますけれども、先ほどご答弁の中で前向きに検討はしていきたいけれども、道幅の確保や流雪溝の問題等々で弊害もあるという答弁をいただきました。要するに何が大事かということなのだと思うのですが、幸い私はあそこで事故が起きた等々のことは承知しておりませんが、道幅等々、もしくは流雪溝の問題で工事ができなかったために通勤、通学の方が事故に遭われたということにはならないと思うのです。ですので、まずは安全な歩道の確保ということを前提にして、どうやったらできるのかというようなことを考えていただきたいなと、そういうふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○副議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 先ほどの答弁の中に流雪溝の問題、また用地の問題というお話もさせていただきましたけれども、あそこ東1条南通り流雪溝が通ってございます。流末がパンケ歌志内川の、それこそ東正和橋の近くに流末がございます。当然歩道橋を設置するとなりましたら、その橋から離すというわけにもいきませんので、近くに設置すると。その場合その流雪溝がどういうふうに支障になるのか、これちょっと現地調査させていただきたいと思っております。それと、あとパンケ歌志内川の特殊堤でございます。普通は土で堤防をつくるのですが、あそこの場合コンクリートを打って堤防がわりにしています。これ特殊堤というのですが、その特殊堤を壊すわけにはいきませんので、あと歩道橋を設置する場合に用地がどういうふうに確保できるのか、この辺も現地調査をいたしまして十分検討したいというふうに考えてございます。

○副議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 あそこに歩道が必要だなどは痛感するのですが、例えば線路際の駐車場用地のほうから線路際のガードのほうに向かうようなところに歩道のみを橋をとすることも最悪、代替案として検討してもいいのかなと。もしもどうしてもあそこに歩道がつけられない、あれ以上橋は、では橋が老朽化したらどうするのだという話もありますけれども、できることで対応していただきたいなと。そのほかにも砂川市内にはまだまだ通学の中で、例えば下吉野橋、東一線にかかるところにも歩道はございません。あそこも高校生の通学路になっておりますし、宮下から東一線に上がってくるあの坂道も交差点が非常に見通しが悪く、冬も車はまた滑るものですから勢いをつけて上がってくるというよう

な状況もございまして、私の野球の教え子が数年前にあそこで事故を起こしております。まだまだ危険な場所もございまして、ぜひ安全第一で道路整備を考えていただきたいと思いますが、最後に市長のほうからそのあたりに関してご答弁願えればなと思うのですが、いかがでしょうか。

○副議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 道路橋梁の関係につきましては、私は余り専門家ではございませんけれども、ある程度予算は確保していると。箇所づけについては生活道路であれば町内会連合会の意見を聞きながら困っているところから順番にやってくださいということを担当部長のほうには話してございます。予算の総額については、ある程度総体の歳入等見て決めていくのですが、箇所づけについてはそれぞれの地域と、行政が一方的に思い込んでつくってもこれは仕方ないだろうと、地域の要望の高いものからやっていきたいというのが私の基本的な考えでございます。その橋の関係についても、今まで要望があったのかないのかちょっと定かではないのですが、恐らく大分前にそのような話があったようにも私はちらっと記憶しているのですが、構造上の問題も恐らくあるのかなというもございまして、それはしっかり建設部長のほうで調査して、その中で検討していきたいと、このように考えております。

○副議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員（登壇） 私は、大きく2項目について一般質問をさせていただきます。

大きな1、雇用対策について。北海道労働局発表のレイバーレター、平成23年10月の雇用失業情勢によると、道内の有効求人倍率0.49、前年同月0.45、滝川管内の有効求人倍率0.44、前年同月0.46、道内の雇用情勢は一部に厳しさが見られるものの持ち直しの動きが続いているとありました。人口減少に歯どめをかけるためには、景気対策と同様に雇用対策が大切です。そこで、次の点について伺います。

(1)、本市として市内の雇用失業情勢についてどのように分析していますか。

(2)、ハローワーク、商工会議所、各種企業、学校などとどのように連携していますか。

大きな2、除排雪について。地球温暖化に伴う影響なのか、台風や集中豪雨の被害に続いて、最近では予想外の大雪で市民生活にも影響が出ております。市として懸命に努力していることは理解しておりますが、次の点について伺います。

(1)、道路の除雪幅が狭い、雪を押しだけでなく路面を削るように除雪すべき、交差点、T字路等の見通しがきくような除排雪をしていただきたい。歩道及び通学路の除雪についてなどの要望があります。除雪車の出動基準を含め、除排雪の考え方について伺います。

(2)、流雪溝の運用開始時期は12月1日からと聞いておりますが、本年度のように11月に大雪があった場合には臨機応変に流雪溝を運用すべきと考えますが、運用のあり

方について伺います。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

○副議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 (登壇) それでは、大きな1番、雇用対策についてご答弁申し上げます。

(1)、市内の雇用失業情勢についてどのように分析しているかについてご答弁申し上げます。雇用に関する情勢は、経済全般の動向により毎月ごとに有効求人倍率や完全失業率とあわせて、景気動向により企業側からの新規求職者数の申し込み件数が相互に連動して各種倍率等が変動しますので、雇用に関する情報と景気対策の情報の両建てで分析を行うこととしております。

最初に、景気動向に関する経済概況の情報については、北海道経済産業局や道庁経済部から情報収集を行っており、最近の管内経済概況を申し上げますと、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中で引き続き持ち直しているものの、そのテンポは緩やかになってきたとの情報ですが、当市の分析としては、電力供給の制約や原子力災害の影響に加え、欧州の政府債務危機などを背景とした海外景気の下振れや円高、為替レートの変動により人件費が安い発展途上国、特に東南アジアに工場建設を行い、進出する日本企業があり、国内製造業の空洞化現象で雇用が落ち込むことなど、当面厳しい状況が続くものと分析しております。

次に、雇用失業情勢、レイバーレターの情報は、北海道労働局やハローワーク滝川から情報収集を行っており、最近の管内雇用及び完全失業率の情勢を申し上げますと、滝川管内の有効求人倍率は議員ご指摘のとおり、10月末現在0.44で、全国0.65及び北海道0.49と比べますと低い有効求人倍率となっているところでございます。完全失業率は、管内5.1%で、全国4.5%と比べますと高い数字となっております。滝川管内の雇用動向の分析としては、前月9月の有効求人倍率が0.41で、10月末が0.44ですので、前月比0.03ポイント上回っておりますので、厳しい状況にあるものの改善の動きが見られる状況にあります。雇用失業情勢、レイバーレターで重点事項とされる地元高校の本年3月卒業者のうち就職希望者が53名おり、そのうち就職決定者が51名で、就職決定率96.2%となっております。ハローワーク滝川管内の高等学校の本年3月末卒業者における就職決定率45.1%と比べますと、管内でも就職決定率が高い状況となっております。

次に、大きな1番目の(2)、ハローワーク、商工会議所、各種企業、学校等とどのように連携しているかについてご答弁申し上げます。ハローワークとの連携については、滝川管内の有効求人倍率、完全失業率等の最新情報をいただいて現状を把握しているとともに、市民の皆様から就労及び雇用等の照会があった場合はハローワークに連絡して取り次ぎ、スムーズにご相談されるように対応しているところであります。商工会議所との連携

については、商工会議所内に設置されております中小企業相談所に対して運営費及び人件費の一部を助成しているところであり、当該相談所において経営、金融、経理、税務、労働の相談と指導及び講習会等の開催によって、中小企業の経営安定、経営革新につながっていくことが市内雇用の安定、雇用の確保につながっているところでもあります。各種企業との連携についてであります。誘致企業である養豚企業には地元雇用を十分ご理解いただいておりますし、本年新たに砂川で工場を操業されました食品加工製造業にも地元採用をお願いしているところでもあります。既存企業については、景気動向の早期回復が期待されておりますが、商工会議所を通じてできるだけ地元採用をお願いし、雇用拡大につなげていきたいと考えているところでもあります。学校との連携については、地元高校の進路状況の情報提供をいただいております。さらに就業体験を通じた職業観や勤労観を直接感じていただく人材育成事業、インターンシップ制度の実施には、当市も積極的に保育所や図書館、給食センターなどの各職場で11名の受け入れを行っており、今後も受け入れ支援について継続してまいりたいと考えております。

○副議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君（登壇） 私から大きな2の除排雪についてのご質問にご答弁申し上げます。

初めに、(1)、除雪車の出動基準を含めた市道の除排雪についてのご質問ですが、平成23年度の除雪事業につきましては、車道除雪が449路線、182.4キロメートル、歩道除雪が58路線、49.1キロメートルを行う計画であります。除雪車の出動基準は、降雪量が10センチ以上としており、降雪がなくても悪天候により吹きだまり等で路面状況が悪い場合につきましても除雪車が出動する体制となっております。除雪作業は、安全に作業を終わらすため、交通量等がふえ始める午前7時を終了目標としておりますが、最終出動の判断が午前2時となっているため、朝方の降雪には事故等の危険が高まるため対応できない場合があります。市民の皆さんには大変ご不便をおかけしますが、このような場合は翌日に除雪作業を行い対応しているところであり、降雪がなくても道路状況が悪くなり車両通行に支障が出ると予測される場合は、路面整正と道路拡幅に出動することとしております。また、交差点、T字路等については、雪山により見通しが悪くなった場合局所的な排雪作業を行い、降雪が多く必要な道路幅の確保が困難な状況になった場合には、主要幹線道路及び住宅密集地区を対象に一斉排雪を行うこととしております。さらに、交差点付近はアイスバーン状態になりやすいため、主要幹線道路78カ所の交差点で砂散布による事故防止対策を行ってまいります。このほかにも橋梁、跨線橋等については歩行者の多い箇所、通学路等を対象に橋梁4カ所、跨線橋等4カ所の除雪を行い、歩行者の安全対策としております。今後とも冬期間の交通網の安全確保と市民生活に支障を起こさないよう努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、(2)、流雪溝の運転開始時期についてのご質問にご答弁申し上げます。流雪溝

は、冬の厳しい自然環境から安全で快適な市民生活と活発な産業活動を確保するため、北海道開発局の事業として、北海道電力砂川発電所の温排水を利用して昭和49年から国道、道道、市道に流雪溝が整備され、供用開始となっております。流雪溝の使用開始時期であります。北海道開発局、北海道電力砂川発電所、砂川市との協議において、流雪溝の運転開始は12月1日からとなっておりますが、11月に大雪があった場合は1週間程度前に運転する体制となっております。今年度におきましても早目に運転する予定でございましたが、3者機関の調整により11月29日の試運転を経て11月30日からの運転となりましたが、前段でも申し上げましたとおり、状況に応じて1週間程度前に運転を行う体制となっておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

訂正をさせていただきます。先ほど流雪溝の供用開始でございますけれども、59年を49年からとお話ししましたので、訂正させていただきます。

○副議長 飯澤明彦君 増山裕司議員の質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午後 0時59分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

増山裕司議員の質問を許します。

○増山裕司議員 再質問をさせていただきます。

先ほど砂川周辺並びに管内の失業状況、雇用状況について伺ったわけですが、大変厳しいというふうに市も分析しているようでございます。そこで、質問したいのですが、職業紹介の専門機関であるハローワーク砂川、これは国の出先機関が砂川にある中では数少ない機関でございますけれども、ハローワーク砂川との連携について先ほども若干触れておりましたけれども、もう少し連携を深めたほうがいいのかなというふうに思っておりますけれども、考え方を伺いたいと思います。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 ハローワークとの連携の関係でございますけれども、情報収集につきましてはハローワークだとか北海道労働局の雇用情勢、このレイバーレターというのは欠かせない情報の一つだという認識をさせていただきます。基本的にハローワークは就労希望者からの相談、指導、その方の適性だとか希望のあった企業だとか職場を紹介していく公的な機関ということでございますので、市といたしましては、連携としては特に市内企業で倒産だとか閉鎖などのそういう情報等がございました場合には、商工会議所と連携して迅速にハローワークに赴きまして、離職者に対する各種相談業務に適切に対応していただくようお願いをしているところでございます。また、ハローワークとの連携強化につきましては、直接的な雇用対策を講じている国の機関でございますので、これからも一層雇用安定、雇用確保につながるよう連携を密にしていきたいと思いますと考えているところで

ございます。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 ハローワークの連携について今ご答弁があったところでございますけれども、今後とも連携強化のほうは十分に図っていただきたいと思います。

先ほどの答弁の中で市内高校の就職の内定率についてもお答えがあったわけですが、これについてはハローワークとの連携の中でお伺いしたのか、あるいは学校から直接伺ったのか、その辺についてまず質問させていただきます。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 地元高校の就職の関係でございますけれども、地元高校の、特に砂川高校の内容につきましては進路指導、学校を通じての連絡の情報でございまして、管内の高校の就職率につきましてはハローワークさんの情報ということでございます。本当に先ほどもお話ししたとおり、地元高校のことし3月に卒業された就職決定者の就職の内訳につきましては、地元の進路指導の先生の本当にご尽力のたまものかなと思ってございます。今回も51名、ことし3月卒業された方53名のうち51名ということで、このような高い率は、本当に滝川管内の各高校の就職決定率を見てもうちの地元の砂川高校が断トツに高い、このような96%以上の就職率は本当にまれに見るということで、私もこの辺につきましては進路指導の先生初め校長先生とか、本当に副校長先生も熱心に就職の関係をやられていたので、このようなよい結果になったのかなということ受けてお答えいたします。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 今経済部長のほうからも管内45.1%の内定率だったけれども、砂川高校の場合は96%だったということでお話があったわけですが、これは非常におっしゃるように驚異的な内定率ではないかと、この厳しい状況の中で。先ほども若干触れておりましたが、何か学校当局でこういうような努力をしているのだとか、工夫をしているのだとか、あるいは子供たちへの進路指導についてはこう努力しているのだとか、そういったお話があれば伺いたいのですが。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 先ほどお話ししました就職決定率は、ことし3月卒業された方でございます、一応来年3月の卒業見込みの方の就職希望者というのは、11月末現在で72名いらっしゃいます。そのうち就職内定者は、今のところ42名ということで、来年の3月42名ということで、就職内定率は今58.3%と。昨年も大体このあたりはこのぐらいの率だったのですが、結果的に卒業時には96%になっていたということで、進路指導の先生からお話を伺いますと、来年3月の卒業見込みの方の管内ハローワークの滝川管内の就職内定率は今40.5%と。この率を比べましても、来年卒業の方は地元の高校のほうは圧倒的に内定率があると。先ほどの96%は決定率でございまして、そ

のようなことで進路指導の先生の各企業を回ったり、またその生徒さんの性格とといいますか、人柄とといいますか、そういう成績等もかんがみて就職希望先を本当にマンツーマン、親御さんも含めて二人三脚でその子供さんの将来を考えた企業あっせんなり、その要望に合った形のものを回ったりして決めていっていると。もちろん生徒さん自身の意欲的な面接のときの準備とといいますか、そういう模擬的なことの練習を踏むように指導されて当日試験に臨んでいると。そのような結果がよい就職決定率、または来年の内定率に結びついているのかなという形で思っております。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 ありがとうございます。

それで、今ご説明あった高校の内定率のうち市内の内定者、それから市外あるいは道外の内定者把握していればお伺いしたのですが。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 これも地元砂川高校の進路指導の先生にいただいた資料でございますけれども、ことし3月に卒業された決定者ですけれども、51名の内訳、砂川市内が9名でございます。管内の滝川、上砂川、歌志内、奈井江は29名、道内11名、道外2名で、合計51名の方の就職決定の内訳となっております。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 ありがとうございます。そういうことで、わずかではございますけれども、市内へ内定した人というのも9名いらっしゃるということで、厳しい環境の中で市内にある企業なり商店も懸命に努力しているなということがうかがえるというふうに思いました。

それで、この雇用関係について引き続きご質問しますけれども、市は先ほどの多比良議員の質問の中でもお答えしておりましたけれども、市立病院の改築に伴って、新規雇用について市立病院を中心としたまちづくりをする中で、しっかり確保していきたいというようなお話があったかと思っておりますけれども、病院の改築に伴って雇用の確保なり、あるいは新規企業の誘致につながるような情報なり動きを把握しておりましたら伺いたいのですが。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 市立病院を中心としたまちづくりということで、その市立病院の改築に伴う雇用状況でございますけれども、既にご承知のとおり、病院としては院外薬局の経営方針ということで当市立病院の周辺には新築または改築などで、薬剤師やそれに伴う事務員の雇用がございます。特に旧中央バスターミナル跡地に7階建てのビルが建設されまして、1階に院外薬局の薬屋とコンビニエンスストア、それから2階に耳鼻咽喉科、3、4階に有料老人ホーム、こういう形で企業が進出していただいておりますので、雇用の増加につながっていると。市立病院周辺における雇用は増加しているということで、市立病院の改築に伴う相乗効果は十分に出ていると分析しているところでございます。今

後は、さらに医療関係企業の新たな進出など企業誘致に努めて、営業も兼ねて行っていき
たいと考えているところでございます。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 医療関係についてのプラスの効果について今伺ったわけですが、
今後とも努力していくということですので、また改めて今後の議会の中でも質問をさせて
いただきたいと思います。

以上をもちまして雇用対策、大きな1点目についての質問を終わりにして、続きまして
大きな2点目、除排雪の質問に移らせていただきます。先ほどのご答弁の中で除雪の基本
的な考え方、午前2時の時点で10センチの積雪、あるいは10センチ以上の積雪が見込
まれる場合に午前7時ごろまでに除雪を行うということを伺いました。ところが、砂川市
の場合南北に長い市でありまして、空知太で大雪が降っていてもこの市役所周辺では降雪
が見られないという状況もあるわけですが、またその逆もあるわけですが、降雪
の観測地点は何カ所で観測しているのでしょうか。この辺の除雪に対する考え方について
伺いたいのですが。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 降雪量の観測の場所というお話でございますけれども、当市の
除雪事業につきましては砂川道路管理協同組合、14社の組員によりまして構成しており
ます。14社のうち13社、早朝除雪に出動する体制となっております。13社すべて
に独自に観測、測定場所ですか、持っております。今議員さんおっしゃるとおり、空知
太方面で10センチの降雪があっても豊沼方面では10センチの降雪がないと、その逆の
場合もございます。年何回かございます。そういった場合に対応するために、13社すべ
てに測定場所を設けてございます。どこかの測定場所で10センチ以上の降雪があった場
合には、連絡をとり合いまして13社すべて出動すると、このような体制になってござい
ます。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 了解しました。

それで、ただ除雪の状況なのですが、業者によってと言ったらちょっと語弊があるかも
しれませんが、そのオペレーター、運転者の技量によって若干の違いがあるのではないか
ということが問題視されるわけですが、この業者の熟練度というか、ばらつきがな
いようにどのような努力をしているのか、この辺について伺いたいのですが。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 確かに議員さんおっしゃるとおり、夏場の土木事業の運転と違
いまして、冬の除雪作業につきましては特殊なものでございます。1年、2年で満足いけ
るような形の除雪というのはなかなか経験を積まなければ難しいというふうに考えてござ
います。年齢等々によりまして、オペレーターの交代する場合でございます。やはり技術的

に劣るオペレーターに対しましては、道路の状態見たらわかりますので、14社の組合の組合員おりますので、組合独自にも研修会等々開きまして、その辺の技術向上を行っておりますし、私どもも直接現地に向かいまして、担当者、またその路線のオペレーター、直接現地のほうにどのような形でやればいいのか指導を行っておりますので、その点をご理解をいただきたいと存じます。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 次に、業者なり、その除雪のあり方についてはよく耳にしたり目にしたりするところなのですが、今度除雪する側から市民に対する要望なり、それからこういう点は心がけてほしいなというところがありましたらお伺いしたいのですけれども。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 市民側への要望というか、お願いというお話でございますけれども、2点ほど考えてございます。1点目は、道路に雪を出さないでいただきたいと。道路に雪を出しているところと出していないところ、雪山に非常に大きな差があると。庭の雪だったり、屋根から落ちた雪を道路には出さないでいただきたいと、このように考えてございます。この件に関しましては、毎年町内会会長、あるいは主な事業所等々に文書をもってお願いをしているところでございますので、ご協力をいただきたいと考えております。2点目につきましては、路上駐車でございます。私ども、夜間等々車が置いてあった場合は除雪の作業に支障が起きますので、道路を駐車場がわりにはしていただかないと、このように考えてございます。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 ありがとうございます。本年度の連合町内会と市の理事者の懇談会においても、除排雪についてかなり熱心な話し合いがなされたというふうに伺っておりますけれども、それだけ市民も敏感になってきていることだと思えます。ただいま除雪する側の教育、研修のお話も伺ったわけですが、これからのいよいよ冬場も真っ盛りになってきます。市の理事者側としても大変でしょうけれども、市民としてもこの冬を元気に乗り越えていきたいというふうに考えておりますので、除排雪については市民からの要望について丁寧に対応していただくことをお願いしまして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 (登壇) 3点について一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目は、住民本位の協働のまちづくりについてであります。市長は、第2回定例市議会での市政方針演説で新たにまちづくり協働課を設置し、協働のまちづくりの方策と施策の推進、各種団体などへの活動支援及び連帯、調整を行うことが必要であり、協働への意識づくり、環境づくり、仕組みづくりに取り組むと述べられ、この間行政報告にもありましたように町内会連合会や各種団体との懇談会、市内すべての町内会の実態調査

などに取り組みられてこられました。これらの成果と教訓を踏まえ、住民本位のみんなで作る協働のまちづくりを進める基本指針の作成や協働のまちづくり条例の制定など、今後の協働のまちづくりの推進の方向についてお伺いをしたいと思います。

2つ目に、安全、安心でおいしい学校給食について質問をいたします。1954年に学校給食法が制定されて、ことしで57年を経過しましたが、2005年に制定された食育基本法を受けて、2008年に学校給食法の大幅な改正が行われ、給食の中心的な役割を栄養改善から食育に移し、栄養教諭、栄養職員の食育における役割が明確にされましたので、次の点についてお伺いをいたします。

小中学校における食育活動の一つとして、給食を生かした教材として食の安全や食料の生産、流通、消費等について学ぶことになっておりますが、市内小中学校の現状についてお伺いをいたします。

2つ目に、国の食育推進基本計画の基本方針では、2010年までに学校給食における地場産物の使用割合の数値目標や安全な食材の使用についても示されております。学校給食に使用する食材は、何よりも安全、安心なものでなければなりませんので、安全な食材の調達状況と食材の安全確認、つまり輸入食品、残留農薬、遺伝子組み換え、放射能汚染等をどのような方法で行っているのかお伺いしたいと思います。

3点目に、スポーツ基本法の主な内容とスポーツ振興対策の強化について質問をいたします。ことしは日本のスポーツ100年と言われておりますが、その記念すべき年にスポーツ基本法が制定されました。50年前につくられたスポーツ振興法が全面的に改正され、スポーツの基本理念や国や地方公共団体の責務と役割も明確にされました。全面的に抜本改正されたスポーツ基本法の主な内容と、この基本法を受けての砂川市としての今後のスポーツ振興対策の強化についてお伺いし、初回の質問といたします。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 大きな1、住民本位の協働のまちづくりについてご答弁を申し上げます。

協働のまちづくりにつきましては、市民の皆さんと市がお互いを理解し、知恵を出し合い、力を結集してまちづくりを進めることとして、地域の現状や課題を把握しながら協働のまちづくりのあり方や方策等の検討を行っているところであります。具体的な取り組みといたしまして、協働への意識づくり、環境づくりの面から協働の理解を深めるため、町内会連合会やNPO法人との協働のまちづくり懇談会の開催や、広報紙やホームページによる情報提供などを行うとともに、7月から9月にかけて全町内会を対象とした町内会実態調査を実施し、各町内会や地域における現状や課題を聞かせていただいたところであります。これらの取り組みを通じ、高齢者の見守り対策、町内会の支援など、早期に取り組まなければならない課題について、部課長などで構成する庁内会議を開催し、担当課を中心として検討協議を進めているところであります。また、だれもが共通認識を持って

協働のまちづくりをより一層推進していくことができるよう、基本的な方向を示すものとして、協働のまちづくりの指針の策定に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。策定に当たりましては、市民の皆さんと市がともによきパートナーとして連携協力し合えるように、懇談会や町内会実態調査なども踏まえ、市民の皆さんの参画をいただき、一緒になって協働の意義や推進していくための方策、役割などを検討しながら指針づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君（登壇） 私のほうから大きな2の安全、安心でおいしい学校給食について、初めに（1）の給食を生かした教材として、市内小中学校における活用の現状についてご答弁を申し上げます。

ご質問の市内小中学校における食育の取り組みについてであります。砂川市では学校給食法の改正に伴いまして、平成21年度から栄養教諭を配置し、食育に取り組んできているところであります。栄養教諭は、各小中学校の給食時に学校を訪問し、はしの使い方や食事のマナーなどの基本はもとより、米や野菜、肉などの食材がどのように育てられ、どのような流通を経て給食として子供たちのところに届いているのかなどの講話を通して、命の大切や感謝の気持ちを持つことなど、学校給食を活用して食に関する指導に取り組んでおります。また、各学校におきましては、食に関する指導の全体計画を策定し、食育を授業等に取り入れており、一例を申し上げますと、授業として行われる田植えや稲刈りに栄養教諭も参加し、実体験を通じて食の大切さを感じさせたり、各学校のクラブ活動や親子レク、学級活動にも積極的に参加し、さまざまな機会をとらえて食育に取り組んでおります。その他、本市独自に食生活についてのアンケート調査を実施することにより、子供たちの食生活の実態を把握し、食生活や食習慣の改善にも努力しているところであり、今後におきましても積極的に食育を推進していく考えでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、（2）の地場産物の使用状況と食材の安全確認に関するご質問についてご答弁を申し上げます。平成23年度から平成27年度を計画期間とする、国が定めた第2次食育推進基本計画では、平成27年度までに学校給食における地場産物の使用割合を30%以上にすることを目標としているところでございますが、砂川市の学校給食におきましては、平成21年度決算ベースでは55.05%の食材を地場産物で賄っており、天候等による野菜の供給状況に左右される面はありますが、例年55%から60%の食材は地場産物となっている状況であります。内容といたしましては、米は砂川産米、タマネギはほぼ全量を砂川産、みそはJA新砂川農協きさらぎ会製造の手づくり無添加みそとしているほか、パン用小麦粉、肉、牛乳はその全量を道内産としているところであります。

次に、食材の安全確認についてであります。ご質問いただきました輸入食材につきましては、基本的な食材には一切使用していないものの一部調味料、例えばしょうゆに含ま

れる小麦粉に外国産が含まれるなど、避けられないものがございます。また、残留農薬については、年に1度学校給食センターが検査を実施しておりますし、遺伝子組み換え食品につきましてはすべての加工食品、調味料について取引業者に商品規格書を提出させることによりこれを排除しております。放射性物質検査につきましては、現状検査は実施していませんが、国において食品中の放射性物質に関する検査を実施するとともに、その結果を公表しており、必要に応じて出荷制限をかけている状況にありますことから、学校給食センターにおきましてはこれらの情報を収集し、確認を行うことにより安全な食材の調達を心がけております。

以上申し上げましたとおり、学校給食センターといたしましては、安全、安心な食材の調達に最大限努力しており、今後におきましても児童生徒に安全、安心で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、大きな3のスポーツ基本法の主な改正内容とスポーツ振興対策の強化についてご答弁申し上げます。初めに、本年8月24日に施行されたスポーツ基本法は、昭和36年に制定されたスポーツ振興法が50年ぶりに全面改正されたもので、このたびの改正はスポーツをめぐる状況が大きく変化し、スポーツの価値や社会的役割の重要性がさらに高まっているという認識のもと全面的に改正されたものであります。施行された基本法の主な内容としては、基本法の前文でスポーツの意義と権利に関し、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利であることを明確にするるとともに、スポーツの価値としては地域の交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、国際大会での選手の活躍は国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めること。またスポーツは国民経済の発展に寄与するとともに、国際理解を促進し、国際平和に大きく貢献するものであり、国際的な地位向上にも極めて重要な役割を果たすものであることを明確にし、前文の結びとして、スポーツの果たす役割の重要性にかんがみ、スポーツ立国を目指し、国家戦略として施策を推進するという法の制定趣旨が明記されております。この制定趣旨を踏まえ、総則では法の目的や基本理念を規定し、基本理念を実現するため、国は基本理念にのっとりスポーツに関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有することを規定するとともに、地方公共団体においても同様に、スポーツに関する施策に関し国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有することなどが規定されております。また、国はスポーツに関する施策を実現するため、必要な法制度上、財政上または税制上の措置を講じなければならないことも明記しております。そのほか各条では、文部科学大臣はスポーツに関する総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツ基本計画を定めなければならないこと。また基本計画を定める場合にあつては、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならないこと、関係行政機関の施策に係る事項については、スポーツ推進会議において連絡調整を図ることなどを定めており、都道府県及び市町村の教育委員会は、スポーツ基本法を参酌して地方

の実情に即したスポーツ推進に関する地方スポーツ推進計画の策定に努めることを定めております。また、基本的な施策として、指導者等の育成やスポーツ施設の整備など、スポーツ推進のための基礎的条件の整備を初め、多様なスポーツ機会の確保を図るための環境整備、スポーツ推進に係る体制の整備などに関する各種施策を定めております。

次に、基本法の制定を踏まえた本市におけるスポーツ振興対策の強化に係る考え方といたしましては、本年度からスタートいたしました砂川市第6期総合計画のスポーツに関する施策目標において、年齢や体力、技術に応じたスポーツ、レクリエーション活動の機会や場を充実させ、市民のだれもが気軽に運動を楽しみ、心身ともに健康に過ごせるまちづくりを目指すこととしております。この施策目標は、基本法の制定趣旨にもつながるものであると考えており、現状においてはスポーツ団体の活動を支援し、スポーツ人口の拡大に努めるとともに、市民の皆様がそれぞれのニーズに合ったスポーツ、レクリエーションに自発的に取り組むことができるよう、指導者の育成や活動の支援、各種スポーツ事業に取り組むとともに、体育施設の計画的な整備を進めることとしております。

なお、基本法制定に伴う強化施策につきましては、国の責務において策定することとなるスポーツ基本計画が示されておりませんので、今後示される計画の内容を見きわめ、法改正により新たに委嘱をいたしましたスポーツ推進委員の皆様を初め各種団体等の協力を得ながら地域の実態に合った施策の内容を検討し、強化してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、再質問をさせていただきます。

まず、住民本位の協働のまちづくりについてであります。これまでの経過は今総務部長から答弁をいただきまして、庁内会議等々で今後指針づくりなどを検討していくということでもありますけれども、私はこの間たまたま先進地の視察に行ってきたしていろんなところを勉強させていただきましてけれども、やっぱり協働のまちづくりについては住民提案型といいますか、本当に住民の皆さんから一緒にまちづくりを進めていくという、そういう声がわき上がるような状況をどうつくるのかというのが非常に大事だろうというふうに思っています。ある町では、協働のまちづくりについて考える会を住民の皆さんの代表で設置していろんな先進地の視察をやったり、住民の皆さんの声を聞いたり、アンケート活動をやったりしながら、やっぱり住民自身が地域を自分たちで見詰めるところから始める協働のまちづくりに対する提言書というのをまとめて行政に出して、行政はそれを受けていろいろ検討して先ほど言われた指針をつくっていると。それから、ある市では、既に協働のまちづくり条例ができておりますけれども、これも行政側が提案するのではなくて住民提案型で、そして条例が提案されると。それならそれなりの努力が必要なわけでもありますけれども、そうしないとなかなか協働のまちづくりというのはうまくいかないのではないかと。それで、市民の皆さんにも協働ということについて理解がなかなかしづらい面も

あって、私も昨年の第6期総合計画のときにいろいろ今の副市長さんとも議論した経過もありますけれども、やっぱり一番なのは住民の皆さんが協働とは何かということをしっかり理解されなければいけないし、それから今なぜ協働が必要なのか、協働の意義ということも非常に私は大事だろうと思います。それから、協働を進めていく上での原則とか、それから協働の相手、いわゆるパートナーはだれなのかという、一口で言えば市民なのですが、市民といっても非常にわかりづらいわけですから、ある町の条例によりますと市民参加とは何かということまで詳しく、それから協働とは、それから住民自治とは何かということまで条例の中にわかりやすく述べられているという状況もありますので、やはり住民の方々にこれらをわかりやすく進めて、本当に市民みんなで作る協働のまちづくりというのが、私は非常に大事な点でないかなというふうに考えております。したがって、本当に市民の皆さんと市が対等な立場で、お互いに認め合いながら対等の関係で役割分担しながら連帯、協力して課題に取り組んでいくというような状況が見られますけれども、そういう点で質問したいのは、本当に住民本位で協働のまちづくりを進めるには、やっぱり住民の皆さんの、あるいは職員の皆さんの意識改革がまず必要だということ、今度の研修会でも私もいろいろ教えられました。したがって、そのため、やはり先進地での研修とか、あるいは先進地から講師を招いて講演会や勉強会などを開くなどということをお考えおられないのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 協働のまちづくりのためにそれをどのように進めていくかということで、まず先ほどの答弁の中でも協働のまちづくりの指針づくりを進めていきたいというふうにお話をさせていただいたところでございます。協働のまちづくりにつきましては、多くの市民、あるいはすべての市民に関係するものでありますので、皆さんの多くの意見を聞きながら指針づくりを進めていきたいというふうに考えております。指針の策定の方法等につきましては、現在検討中ではありますけれども、協議会あるいは審議会のような形の組織を立ち上げる、あるいは各種団体あるいは地域との懇談会等を開きながら、多くの市民の意見を聞くというような形も現在検討中であります。指針を策定するに当たりましては、まず基本的には情報の共有などを図り、意見交換を行い、より多くの方の意見をいただきながら、共通理解のもとに物事を進めていきたいというふうに考えております。その中では協働の意義や推進していくための方策など、あとは役割等も十分協議を行いながら指針を策定していきたいというふうに考えております。現在それに向けて準備を行っております。今ほど議員のほうからお話のありました先進地視察等につきましても含めながら検討を進めまして、本当に市民の皆様が納得される形の指針づくりに努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 部長の答弁も私も同じなのですが、この推進する進め方をやっぱ

り間違ってしまうと、どうしても今のうちの市民の皆さんの段階では、何か行政から仕事が町内会とかいろんなことにやれと言われるようになるのではないかと、本当はそうではないのです。住民がみんなで力を合わせてまちづくりを進めていくというふうに意識改革されなければ、そんなふうを受け取られると逆効果になりますので、私があえて住民本位の協働のまちづくりと言いましたのは、やっぱり本当に進めていく、市長が提案されて発想されたことはすばらしいことでもありますけれども、それを進める進め方を本当によく先進地等々からも勉強していかないと、進め方が間違えと何か行政から、先ほど言いましたように押しつけられてしまうというふうに住民がもし受け取ったとすれば、大きな方向転換が間違ってしまうことになりますので、やはり今部長答弁ありましたように、本当に協働のまちづくりを進めていくには一定の時間もかかるというふうに思いますけれども、やっぱり焦らず住民の、例えば指針をつくる場合でも今言われましたように、いかに住民、組織の皆さんの考え方を聞くのか、あるいはそれらについて、また必要によっては住民のアンケート活動なども行う必要があるのではないかとというふうに思っております。私は、それを進める上で第6期総合計画のいろんな事業を進める上で先進地からいうと、そういうふうにして協働のまちづくりを進めていく場合、あくまでもいろんなものは住民提案型で、例えば公共事業についても、こういうものについても住民からの提案型でつくり上げていくということになっているのですけれども、例えば砂川市の場合第6期総合計画で、先ほど答弁ありましたけれども、すべてがあって、実施計画では予算まであって全部決まっていると。本当に住民提案型のいろんな要望が実現できていく方向がこの中に含まれているものもあるでしょうし、新たに住民の皆さんからの要望が実現していく道筋というのはあるのかないのか、ちょっとこの実施計画見ますとすべて予算まで計画がつくられていると、いろいろ言っても第6期計画の実施計画にないからとか、実施計画に載っていないからとかということになってきますと、本当に住民の皆さんでつくるまちづくりの方向にはなっていないのではないかとというふうに思いますが、そのあたりはどのようにお考えになっているのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 今ありました住民提案型の、例えば住民の方がこのような事業を行ってほしいというときに、それらと第6期総合計画の整合性という部分もあろうかと思えます。基本的には計画との基本的なところの整合性は必要だとは思いますが、それら市民の方から提案された事業については検討しながら、それがすべて満たされるとは思いませんけれども、なかなか財政上難しいところもあろうかと思えますけれども、実施計画等の見直しは十分図ることができると思っておりますので、これらにつきましても市民の皆様と意見交換をしながら、必要なものについては対応してまいりたいという、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 では、住民本位の協働のまちづくりについての最後にお伺いしたいのですけれども、やはり市民参加と協働のまちづくりを進めていくということは大変重要なことでもありますけれども、先ほど言いましたように、その推進の方向をもし誤ると大変なことになりますので、善岡市長がせつかく新市長として提案された中身であり、私たちもこの協働のまちづくりが砂川市で大きく発展して、そして本当に市民の皆さんと力を合わせながら、いいまちをつくっていけるような状況をつくっていきたいというふうに考えておりますので、市長の今の時点で、あれから提案されて半年ぐらいたちますけれども、今の時点での決意というか、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 協働につきましては、土田議員がおっしゃられているとおりだというふうに私は考えております。第6期総合計画の基本理念の中に協働という言葉が入ってきまして、これは行政の全部のセクションの共通する問題であるという位置づけを当時総務部長の私はさせていただきました。私の公約の中にも入っております。そして、私が考える協働、進め方につきましては、全部のセクションに係る協働については、ある程度組織の力の中で手順を踏んできっちりをつくっていただきたいと。もう一つの協働、特にその中で高齢者に対する協働については、これはいろんな課にまたがる、これについてはトップダウンでやっていきたいなど。ある程度の期限を限った中で作り上げていきたい。そのためにはいろんな団体のヒアリング、ヒアリングと言うとちょっとおこがましいですから、懇談会を私はみずからやってきております。あと残っているのは、大きなところではボランティア団体と民生委員ということになりますけれども、その中で一番私が協働の中で注意しなければならないのは、いかにその前に公務員自身が変わっていくか、行政だけで協働、協働といっても市民は理解してくれないと。いかにこちら側の考えを変えながら中に入っていった一緒にやっていく、その姿勢が見えて初めて協働が成功するものというふうに考えているところでございます。総務部長は、指針をつくると言っております。私もある程度今の時代、現地に行かなくてもインターネット等で情報は収集できるのですけれども、本当の生の声は行って聞かないと、じかに会って聞かないと本当の細かいところの問題点は聞き出せないだろうというのもございますから、2カ所ほど担当なり、または幅広く職員の限定をせずいろんなセクションから行って、それを見てきたらどうだという話もしてございます。私もかつて行革やるときに市民の中に入っていったかなり怒られました。その中で学んだのは、根気強くいかにうそを言わずに正直にちゃんと話すかというのが第一歩だというふうに考えております。そういう点も踏まえまして、まず公務員が変わりながら、先進市の状況も見ながらこれを進めていかなければならないというのは、土田議員のおっしゃるとおりだというふうに思っております。

先般町内会の実態調査、それぞれ協働課で8カ所実際に行って回ってきていただきました。その中には、大変貴重なご意見なり悩みなりそれぞれ聞かせていただきましたし、

私も個別で会ってお話を聞いている例もございます。その中では、先にまず市長があるべき姿を示したらどうだというご意見もございましたけれども、それを示すことによってかえって押しつけになって考えを固定してしまうのではないかと。私には確かに考え方がございまして、議会の中でどこまで言ったらいいのだろうかと思悩んだこともありますけれども、何とか今のところは深くまで言わないで、このヒアリングが終わるまでは、懇談会が終わるまでは中身の具体的なものは言わないほうがいいだろうというふうな考えでございます。何とか早く懇談会を終わらしながら、次のステップに進んでいければなど。そのためには、高齢者以外のその他のセクションに係る協働についても職員が研修に行くなり、実際の姿を見ながら、土田議員さんの言われた、いわゆる住民参加型でつくっていくというのも一つの手法でございますので、それらを踏まえながらしっかりと進めていきたいと、このように考えておりますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 土田政己議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時02分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

土田政己議員の質問を許します。

○土田政己議員 先ほど市長から答弁をいただきましたが、私自身は今度の研修を終えて、住民自身が地域を見詰め、自分たちのできることから始める協働のまちづくりということが非常に重要だというふうに思ってきました。先ほど総務部長から基本指針をつくられるということでもありますけれども、やっぱり基本指針をつくる際においても、本当に住民の皆さんの声、住民提案型といいますか、そういうことでぜひ作成していただきたいということを申し上げて、この第1は終わります、時間の関係で。

次に、2つ目の安全、安心でおいしい学校給食について質問させていただきます。次長から答弁をいただきましたけれども、ご承知のとおり2006年3月に作成された政府の食育基本計画でも示されておりますけれども、1980年代から地産地消の運動が確実に発展してきて、先ほどお話ありましたように、学校給食でも産直給食、あるいは地元産の食材の利用が大きく広がりました。砂川市もその一つだと思っております。しかし、その一方で、今子供たちの食の乱れが非常に大きな社会問題となって、砂川市でもアンケート調査でもありましたように、朝食を欠食するとか、食と生活のリズムの崩壊だとか、家族そろって家で食事ができないとか、まともな食事内容にはなっていないなどの傾向が強まって、いろんな調査が全国的にも行われておりますけれども、いわゆる食生活習慣、食事の内容と栄養も含めておりますが、子供たちの心身の健康状況と深く関連しているということが明らかになって、そして食生活の改善面からも食の安全確保の面からも食のあり方を学ぶことが今強く求められて、次長答弁がありましたように、そういうことになったの

だと思えますけれども、その重要な役割を果たすのが栄養教諭あるいは栄養職員だと言われております。先ほどご答弁ありましたけれども、ただ私は砂川市には学校給食センターの栄養士さんが栄養教員の資格を取られて、たった1人でやっているのではないかと思うのですけれども、砂川の現状は栄養教諭は1人なのか、あるいは栄養職員というのは砂川には配置されていないのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 議員さんご指摘のとおり、本当に子供たちの食という部分のところにつきましては現状私どもも独自の調査を行っているわけでございますけれども、朝食をとらない子供、あるいは孤食など、やはりさまざまな問題がございます。そういったことから私どもの委員会といたしましては、平成21年に栄養教諭を配置いたしまして、食育に関する指導という部分にも力を入れているところでございますし、今ご質問の栄養教諭、栄養職員という部分でございますけれども、当市には栄養教諭という形で1名配置してございますけれども、その方につきましては、従来の栄養士としての職務でありますいわゆる給食センターにおける栄養管理等も含めて兼務をさせていただいております。この栄養教諭の配置基準でございますけれども、これ道の教職員の配置基準によって決まっております、児童生徒数1,800人以上については複数配置ということになってございますけれども、当市はそれ以下ということで1人で対応してございます。

なお、誤解があっては困りますので、私のほうでご説明をしたいと思いますけれども、食育の指導につきましては、これは各学校で食育に関する計画を、指導の全体計画というものを立てるように、それをそれぞれ道なり国なりのほうから指導を受けておまして、各学校でそういった全体計画を立てまして、それにかかわる実践につきましては、現在の各学校の教員の中でも各授業の中でも食育に関する指導を行う。また指導する内容によりまして栄養教諭と教員がTT、チームティーチングを組みながら行うというような形で全体の食育指導については取り組んでおりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、今一般の教員が行っていると言うのですけれども、先ほども言いましたように改正された学校給食法、あるいは教育基本法や基本計画の中では、先ほども言いましたようにやはり食育教育をしっかりし、その役割を果たすのが栄養教員と栄養職員だと。今次長は、児童生徒の数で云々というふうに言われましたけれども、それは国の基本を示しているだけであって、各自治体でどういう食育教育を行うのかということが大事な点でありますので、私はやっぱり栄養教員の増員を図るとか、あるいは各学校に栄養職員を配置する等々を含めた、今本当に子供たちの健康を守る上でも、いわゆる健康というのは心身ともに健康を守る上でも、食育というのは非常に大切な課題になっておりますので、砂川市として確かに児童生徒数は1,800人には満たないかもしれませんが、しかし学校も小中学校7校もありますし、そういう点ではぜひ栄養教員、栄養職員

の増員を図っていただきたいと思っておりますけれども、そのような考え方は全くないのかどうなのかお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 現状の食育の指導の部分の中におきましては、今現在栄養教諭につきましては、午前中に給食センターでの調理作業等々も管理をしていただいております。午後から中央小学校、学校で勤務をするというような形で対応してございまして、ここ2年間の推移を見ますと、現状の体制の中で何とか対応できているという状況にございますので、現状においては市単独でこの食育指導にかかわる栄養教員を増員をしてというような考え方は現状では持っておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 非常に残念です。計画持っていないというのは、これ以上聞いてもどうにもならない点なのですが、非常に残念だとは言いようありませんが、今後ぜひそういう点でよく教育委員会の中でも検討していただいて、市内の子供たちの状況も含めて、私たちは安全で安心できるおいしい学校給食、これがやっぱり今後の子供の成長における、ただ学校のお昼の1食だけではないのです。その教育が朝食や夕食にもつながりますし、あるいは間食その他も含めて、しっかり子供たちの心身ともに健康を守っていく上で大事な中身でありますので、やはりこれはある程度専門の、一般教員にそれをやれといってもなかなか大変ですので、やっぱり専門に進める栄養教員、栄養職員などの配置等も検討していただいて、砂川地域の子供たちをぜひとも守っていただきたいということを要望して、次に進みます。

大きな3点目、スポーツ基本法の内容とスポーツ振興対策の強化についてであります。ことしはスポーツ100年目と言われるのは、ご承知のとおり、明治44年、1991年に今の日本体育協会の前身、大日本体育協会が創立されて、それから100年ということです。国会でも議論されて、これは超党派でスポーツ基本法が制定された中身であります。先ほど次長も言われましたように、やはりスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営む人々の権利がきちっとあるということも明記されましたし、やはりスポーツ立国の実現を目指して国家戦略としてスポーツに関する施策を総合的に、計画的に推進するということもうたわれております。それで、この基本理念として、スポーツはこれらを通じて幸福で豊かな生活を営む人々の権利であることにかんがみ、先ほど答弁ありましたように、国民が生涯にわたりあらゆる機会、あらゆる場所において自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるように推進しなければならないと、次長答弁があったとおりであります。そして、国及び公共団体の任務が明記されておりますけれども、先ほど答弁ありましたように、地方公共団体はこの基本的理念にのっとり国と連携を図りつつも、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を作成し、及びこれを実施する責務を有するというふうに述べられて、地方スポーツ推進計画をその地方の実情に即したスポーツ

推進に関する計画だったでしょう、これ。これを定めなければならないというふうになっているのです。次長は、まだ国で詳細が示されないから云々というのでなくて、そうでないのです。自主的かつ自分たちでこの基本法の基本理念にのっとしてやりなさいと言っているのです。国と連携を図るけれども、国が方向を示さなければ地方自治体やらないのだよというのではなくて、もう基本理念はしっかりされているし、基本法もできていますから、これにのっとしてスポーツの計画をつくりなさいというふうに言っているのです。砂川市としてこのスポーツ推進計画をいつまでとか、そういう作成するという考え、計画はまずあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 当市におけるスポーツの計画でございますけれども、先ほどもご答弁をさせていただきました。本年からスタートいたしました第6期総合計画、これのまちづくりのいわゆる施策目標の中では、年齢や体力、技術に応じたスポーツ、レクリエーション活動の機会や場を充実させ、市民のだれもが気軽に運動を楽しみ、心身ともに健康で過ごせるまちづくりを目指しますという形で施策目標を掲げておりまして、こういった施策目標をもとにスポーツ施設の機能の充実、あるいはスポーツ、レクリエーション機会の充実という形で、これらの事業展開を図ろうという形で今現在は進めているところでございます。議員さんもお指摘のとおり、今回の基本法が制定されまして、国でも基本計画をつくる予定になってございます。今国の状況をちょっと情報を得ている中では、今年度中に国はそういった基本となるそういう計画を策定すると、そして道におきましてもそれを受けて明年からこの計画づくりを進めていくというような状況でございます。私どもといたしましては、基本法が制定をされましたけれども、現在の6期総合計画におきましても、同じような国の基本法につながるそういった目標のもとにスポーツ振興を図る計画でありますので、現状においてはそういった形で進めますけれども、やはり基本法にあるとおり、国ともやはり連動していかなければならないというような方向もありますので、こういった作成の状況を見きわめながら、しっかり検討を加えてまいりたいということで考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 先ほども言いましたように、第6期総合計画あるからと、こういうふうに言うのですけれども、しかしその第6期総合計画の後に、ことし基本法が制定されたのです。そこで明確にうたわれていて、今国も道もつくろうとして、砂川市は第6期総合計画あるから当面はつくらないでやっといこうというのは、私はおかしいのではないかと思います。やっぱり国や道とあわせて、砂川市のスポーツ振興を推進する計画をしっかり立てていくと。第6期は第6期で、それに合うものは合うものでいいのですけれども、やっぱり今度のスポーツ基本法の理念にのっとして、これからも言いますけれども、幾つかやっぱり行わなければならない問題があるのです。だから、やっぱりしっかりと計画をつく

っていただきたいというふうに思います。例えばこの第17条では、学校における体育の充実というのも述べられて、学校の施設の体育館、運動場、水泳プール、武道場、その他の施設の整備、それから体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツ指導者等の活用も含めて、学校教育でもっともっとスポーツを振興させて子供たちの成長のためにやろうというふうにこの基本法でなっているわけですから、こういうものを踏まえて、砂川市のスポーツ計画をしっかりとつくっていただきたいなというふうに思います。

それから、もう一つは、スポーツ推進委員の役割と任務についても規定されて、前議会で名称だけの変更されました。それは、今度の基本法の附則にあって、今の移行として体育指導委員をスポーツ推進委員にするという状況ですけれども、基本法ではスポーツ推進委員の役割と任務が今までの体育指導員とは全く、同じ面もありますけれども、違う面が含まれて、新たに推進委員も選任するという状況にもなっておりますので、この辺については今回附則でそのまま移行されましたけれども、今後の進め方についてはどのようにお考えになっているか伺いたいと思います。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 スポーツ推進委員につきましては、9月の議会におきまして必要な条例改正等も行いまして、当市の従来の旧の体育指導員につきましてはちょうど任期が切れたものですから、新たにスポーツ推進委員ということでその役割等もご説明をいたしまして、新たにスポーツ推進委員10名の皆様を委嘱をさせていただいております。先ほどもご答弁をさせていただきましたけれども、今後スポーツの推進に当たっては、当該事業の推進に当たってそれぞれご協力をいただきながら、スポーツ推進に係る事業展開、そういった部分を図っていくということ考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 砂川市のスポーツ振興対策の強化について最後にお伺いしたいというふうに思うのですが、実は砂川市の教育委員会のスポーツ振興課というのが課はありますけれども、長年課長職もないようですし、今は係長さんもないような状況で、何か次長さんが1人で兼任されているような状況だと聞いているのですが、現状と体制の強化についてどのようにお考えになっているのかお伺いします。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 現在スポーツ振興課につきましては、私が課長を兼務しておりまして、施設には課長補佐兼係長兼務というふうな形で1名、それと係2名の3名、専属としては3名の体制で行っております。ただ、議員さんもお承知のとおり、体育施設の維持管理、あるいはスポーツ振興に係る事業展開の一部につきましては、指定管理者でありますNPO法人ゆうのほうに指定管理をお願いしておりまして、その中で施設の管理、それから事業の推進などについてもご協力をいただいております、今現状の中では円滑に

事業の推進につきましてはさせていただいているという認識でございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 これ現状で満足と言うのだけれども、私はそのスポーツ基本法からいったら、とてもスポーツ振興課の役割というのは、ただ体育館とか海洋センターの運営をしているだけではないと思うのです。それは、指定管理でもいいのですけれども、本当にスポーツをスポーツ基本法に基づいてスポーツ振興を進めるとすれば、私はその役割は非常に大きいなというふうに思っております。これから国もどうなるかわかりませんが、このスポーツ基本法を受けて砂川市のスポーツ振興をしっかり図っていく最初の試金石は、やっぱり来年度予算編成とその体制の強化がどうなるかということが国も自治体も求められていますし、またこのスポーツ推進計画をしっかり立てるかどうかということにもかかっているのだと思うのです。そういう点では、私は今回の国が、議員提案ですけども、長い時間超党派で論議して50年ぶりにスポーツ振興法から基本法に変えて、そして先ほどからその主な内容は次長が述べられたようにすばらしい中身になっているし、それを本当に実践しなければ、幾らこの法律があつたってよくなると思うのです。そういう意味でやっぱり今も言いましたように、砂川市のスポーツ振興を本格的に図っていく上で、ぜひそういう体制の整備、施設の充実、そして人的な確保も含めて取り組んでいただきたいというふうに思っています。民間のスポーツ指導者もたくさんいらっしゃる、そういう人たちとの連携も図って、やっぱり北海道の冬のスポーツも大事ですし、夏のスポーツも含めて両方のスポーツができる条件にある北海道ですから、子供たちから我々等の年寄りまでみんな含めて、心身とも健康で本当に元気でまちづくりができる上からいっても、そのスポーツの振興というのが非常に大事な点だと考えますので、そのあたりしっかりと体制を強化していくお考えはないのかどうか最後にお伺いして、質問終わりたいと思います。教育長をお願いします。

○議長 東 英男君 教育長。

○教育長 井上克也君 (登壇) ただいま議員のほうから、体制も含めて組織として取り組むことが必要だというお話もありましたけれども、次長ご答弁申し上げましたとおり、現状かつての体育指導委員、現在のスポーツ推進委員、あるいは団体としては体育協会、またスポーツ少年団、そしてまたさまざまに市内の愛好者で組織するサークルもございますし、答弁いたしましたNPO法人とのそういう事業展開もございます。それら一連、それぞれの立場といたつとも、やはり目標は同じく、市民の方がスポーツを通していかに健康な生活を営んでいただけるかという目標は同じでございますから、それら各種団体と十分連携を図って市民の方が健康に、そしてスポーツを愛するという意味では一つの例といたしましては保健活動、あるいは医療の中でもやっぱり健康という重視の問題もございますので、そういった点も十分加味しながら、教育委員会としても体制づくりも含めて検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 （登壇） それでは、私は大きく3点を質問をしたいと思います。

まず、第1点は、交通弱者に対する公共交通のあり方についてであります。砂川市は、高齢化が進んで、これまで自家用車に乗っていたが、免許を返上し、公共交通に頼らざるを得ない方々が急速にふえています。交通弱者と言われる高齢者に対する公共交通の現状認識とバス券、タクシー券を交付する敬老助成券事業のあり方を含め、今後の施策についてお伺いをいたします。

大きな2点目といたしましては、市営住宅の24時間換気システムについてであります。11月に全室入居が終わった南吉野団地で入居者説明会が行われました。入居者からは、秋から冬にかけて室内がとても寒い、特に浴室はひどいとの声が多く聞かれました。その原因は、どうやら外気温が氷点下になっても回り続ける24時間換気システムなのではないかとも言われています。そこで、以下について伺います。

1点目は、部屋の寒さは24時間換気システムが原因なのかどうか。

2点目、24時間換気システムはどのような機能なのか。

3点目は、24時間換気システムの運転停止はどのように行うのか、以上です。

最後に、大きな3点目は、今後の公営住宅のあり方をお伺いをいたします。新しい公営住宅は、階段で2階に上がるのに全室バリアフリー、全戸が車いす対応の広いトイレ、浴室、追いだきができない広い浴槽、2階建て程度で無落雪屋根にドレンヒーター、24時間回り続ける換気システム、暖房器具はFF式ストーブを義務づけ、インターホンは受話器式が常設されるなど、高気密、高断熱、最新技術と設備で建てられていますが、住民の方からは要望、不満が続出している状況を見て悲しい思いがいたします。今後も建てかえが予定されていますが、公営住宅に対する考え方は現状のまま続けられるのかをお伺いをいたします。

以上です。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 （登壇） 私から大きな1の交通弱者に対する公共交通のあり方についてご答弁申し上げます。

砂川市におきましても高齢化は急速に進み、11月末現在65歳以上の高齢者は5,962人で、高齢化率は31.58%となっております。高齢者等で自家用車を運転されている方の中には、身体機能の低下により、みずからの安全と道路交通に与える影響を考慮して運転免許を失効させたいと考える方もいることから、申請による運転免許の取り消し制度が設けられており、砂川市民の申請は平成20年ゼロ件、21年5件、22年1件で、過去3年間で6件となっておりますし、免許の更新を行わない方も多くおられると思われまますので、自家用車の利用にかわる公共交通機関の必要性は増してくるものと考えております。

また、敬老助成券交付事業につきましては、砂川市敬老助成条例に基づき、高齢者の社会参加、生きがいの促進及び心身の健康の保持を図ることにより、高齢者の福祉の増進に寄与することを目的として、昭和53年度実施の砂川市敬老バス乗車券交付事業及び平成6年度実施の敬老入浴券交付事業を平成9年度に一本化して実施しております。助成券の種類は、バス券、入浴券、ハイヤー券の3種類で、毎年度4月1日現在において本市の住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている方のうち、在宅の高齢者で年齢が75歳以上の市民税非課税者に、5,300円に相当する額の範囲内において交付することとなっております。このうち年齢要件につきましては、経過措置により平成17年度から2年ごとに1歳ずつ引き上げられており、平成23年度と24年度は74歳、平成25年度からは75歳以上が対象となり、年齢の引き上げや所得に対する一定の制限を設けることにしております。交付の内訳につきましては、平成22年度においてバス券30.6%、入浴券2.4%、ハイヤー券67.0%であり、交付数全体に占めるバス券及びハイヤー券の交付割合は97.6%となっており、敬老助成券の多くが移動に係る費用の一部として利用されているものと考えております。このように高齢者が外出しやすい環境を整えることは、生きがい対策、仲間づくり及び閉じこもりなどの防止にもつながることから、今後も継続していく必要があるものと考えております。また、今後も高齢者の増加が予想されておりますので、公共交通の果たす役割は重要なものと認識しており、今後においては利便性のある公共交通の確保が必要と考えております。

○議長 東 英男君 建設部審議監。

○建設部審議監 山梨政己君（登壇） 私のほうから大きな2、3についてご答弁申し上げます。

初めに、大きな2、市営住宅の24時間換気システムについてであります。ご質問の大きな2の（1）、部屋の寒さは24時間換気システムが原因なのかと関連がございますので、あわせて（2）の24時間換気システムはどのような機能なのかについてご答弁申し上げます。建てかえする公営住宅は、公営住宅整備基準において断熱性や気密性、換気に関する基準が定められており、中でも高断熱、高气密化した住宅の必要換気回数の確保と、換気不足による室内空気の汚染防止や結露やカビの発生を防止するため、24時間換気システムの設置が定められております。また、建築基準法でも、公営住宅を初め一般の戸建て住宅でも新築、増改築をする場合、建材や家具から発散する化学物質により目やのどの痛み、目まいや吐き気等を発症するシックハウス症候群を防ぐ目的で、24時間換気システムの設置が義務づけられております。

順番が違いますけれども、（2）の24時間換気システムはどのような機能なのかについて先にご答弁申し上げます。24時間換気システムは、外壁の給気口より取り込んだ新鮮な空気を各部屋の押し入れ天井の吹き出し口より吹き出し、住戸内全体を移動させて浴室及びトイレ天井の排気口より外部へ排出するシステムであります。住戸内全体の空気を

動かし、給気、排気をすることで結露を防ぐとともに、シックハウス症候群の防止になるものであります。また、熱交換換気方式としており、給気する外気と排気する室内の空気との間で熱を交換して室内へ吹き出すものであります。吹き出し口からの空気が直接体に当たらないよう、居間には吹き出し口を設置せず、各部屋の押し入れなどから吹き出すよう、吹き出し口の位置に配慮しております。

次に、(1)の部屋の寒さは24時間換気システムが原因なのかについてご答弁申し上げます。南吉野団地の建てかえ前の公営住宅はコンクリートブロック造であり、各室の外壁面に設けられた換気口や窓のすき間などからの空気が流れる自然換気で、全体的な空気の流れに対し、新しい公営住宅は鉄筋コンクリートづくりで気密性が高く、整備基準による機械換気設備で吹き出し口と排気口の位置が固定化され、空気の流れが一定方向に流れる仕組みとなっております。また、熱交換される空気についても室温より下がることから、ご質問の部屋が寒いと感じる要因の一つと考えられます。

次に、大きな2の(3)、24時間換気システムの運転停止はどのように行うのかについてご答弁申し上げます。24時間換気システムは、24時間で必要換気回数を確保することで運転されているもので、運転停止については、分電盤のブレーカーを落とすなどにより停止するものであります。

次に、大きな3、今後の公営住宅のあり方についてご答弁申し上げます。公営住宅の整備に当たっては、高齢者や障害のある方などが自由に行動し、生活できるバリアフリーの考えを前進させて、年齢や性別、障害の有無などさまざまな理由によって利用を差別しない、すべての人のためのデザインであるユニバーサルデザインの考え方を取り入れております。公営住宅においては、特に身体状況や家族構成が異なる方々が入居されることから、子供からお年寄りまで安心して暮らせる住まいの実現を目指し、北海道ユニバーサルデザイン公営住宅整備指針に基づき整備を進めているところであります。この指針には、今後供給する公営住宅はユニバーサルデザインの視点に立ち、あらかじめバリアを除いたシンプルなつくり、在宅介護と子育て支援にも配慮した暮らしやすい部屋の大きさを確保、多様な住まい方に対する柔軟性への配慮といった基本性能を有する共通的な仕様とすることを基本としております。具体的にシンプルなつくりとして、住戸平面の統一化、住戸内での移動のしやすさ、床の段差解消、子供の住戸内における事故防止への配慮等があり、在宅介護の配慮としては、単身用ベッドの周りに介護スペースの確保とトイレにも介護スペースを確保するとともに、多様な住まい方への柔軟性としては、手すり下地の設置、固定収納から生活様式に応じて移動式収納への対応などであります。また、構造や断熱、換気基準等に関する規定については、公営住宅整備基準及び建築基準法等の関係法令に基づき整備を進めているところであります。今後におきましても、これらの関係法令や指針に基づき公営住宅の整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 まず、1点目から、交通弱者に対する公共交通ということで、答弁が全然現状認識というのが語られないで済んでいるのですけれども、言われていたとすれば必要性が増しているというようなことだったと思います。それが現状認識だということが、ちょっと余りにも現状認識がしっかりできていないかなということをおいつつ質問をするのですが、市内でバスの便は大体どのぐらい今便数が走っているのかをお伺いすると、それから大体時間的にはどの辺が集中していたり、あるいは午後、夕方はどんな状況で今バスが走っているのかをまずお伺いします。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 まず、バスの便ということでございますけれども、これ詳細に総数はちょっと計算をしなければならぬのですけれども、主なもので申し上げさせていただきますと、上砂川線は平日で上砂川方面が10便、それから上砂川から砂川に来る便が11便、それから歌志内線、これは平日で16往復ということになってございます。それから、滝川美唄線、滝川奈井江線、こちらにつきましては平日で奈井江方面が13便、滝川方面が14便ということになっています。それから、焼山線につきましては、平日で8往復ということになっています。それから、滝芦線、これ砂川、芦別ということになりますが、こちらのほうは平日で4便から5便ということになってございます。それから、高速便、こちら奈井江インターを経由するものがございますので、これ砂川市内を走りますので、これは1日7往復というような形になってございます。

それと、時間帯でございまして、こちらのほうは主にやはり午前中早い時間の登校、学生さんが乗られる分、あるいは夕方の下校の分、この辺と、それから買い物等が集中するような午前中の昼の近い便と夕方の早い便というか、この辺が少し多く便が配置されているということでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 そういう意味で含めて高齢者の交通弱者という形で私言っていますけれども、そのバスの便がそういう状況が把握されている中で、必要性が増しているというお答えがあったのですが、これはどういう意味で必要性が増しているというふうにお答えになっているのでしょうか。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 これは、高齢者がふえてきているというのが第一の要因でありますし、それから先ほど申し上げたのですけれども、免許証なんかもこれは持っていられてお戻しされている方も出てくると。そうすると自家用車よりも公共交通、これはバスに限りませんけれども、バスですとかタクシーですとか、こういうものの重要性が増してくるという考え方でございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 非常にバスの便たくさんあるように思うのですけれども、市内ではかなり限られた路線を走っています。今部長がおっしゃったように、やっぱり朝方に集中していて、昼どきは1時間に1本がいいところ、もっとうちの団地のほう、歌志内に行くバスなんていうのは2時間に1本、ほとんど大変な今状況です。そういう意味では、以前とはちょっとお答えが違ってきているかなと。以前は、十分できていますと、公共交通機関は便利に市内は動いていますというお話だったのですけれども、必要性が増しているというお話があったので、今後これをどうしていくかという話なのですけれども、今回なぜその敬老助成券のお話を聞いたかといいますと、今部長がおっしゃったとおりで、バスとタクシー券にとっても利用率が高いのです。このバス、タクシー券の方々がどんなふうなことで使われているのかというのは調査をしたことがあるのでしょうか。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 この調査につきましては、バスの回数券につきましては中央バスさんから購入をして、先払いをしてお渡しをすると、それからタクシー券につきましては必要な枚数を印刷をしてお渡しして、タクシー会社から請求をいただくということがありますので、詳細な部分についての調査はいたしておりません。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ぜひしていただきたいのです。実は、高齢者の皆さん、あるいは交通弱者の皆さん、ここは特に高齢者の皆さんですけれども、この券をどういうふうに使っているかということが、今後の高齢者に向けての公共交通をどうしていくかということについて、とてもいい材料になると私は思っているのです。例えば買い物に行っているのか、病院に行ったりしているのかとかいろいろなことというのは、ここから分析できることがあるのではないかとこのように私は思っていますので、この辺のところはぜひ調べてほしいと思っていますが、実は高齢者の皆さんが何に困っていてどういう状態のときにどうしたいのかというものが、今の砂川市では私は全くないのだろうと思っています。つまり移動手段ということについてです。先ほどの敬老助成事業についても、75歳以上で非課税の方々に絞り込んでしまっているのです。買い物に行きたくてもだんだん足腰弱ってきてなかなか行かれない、生協の宅配便を頼むとかいろいろな、でもやっぱりなるべくなら高齢者の皆さんもまちに出てきてほしい、だけれどもバスの便もないし、タクシーといったって高いしというようなことがあって、先ほどのだんだんだんだん外に出なくなる、元気がなくなるというようなことにつながっていくと思うのです。市長は、先ほどの一般質問にお答えになられて、高齢者施策に対してはトップダウンでこれから行っていく、こういうふうなお話がありました。今後その高齢者に向けての公共交通ということは、本当に地域と、あるいはまちなかを結んだりとか、あるいは高齢者の皆さんが文化活動に元気のもとを求めていくとか、いろいろな意味でとても交通手段重要なことになると思うのですけれども、この辺のことは市長は高齢者対策としてどの辺の位置づけをされていたり、

あるいはどういうふうにお考えになっていらっしゃるのかをお聞かせいただきたいと思うのですけれども。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 公共交通機関の市長の考え方ということでございますので、お答えをいたします。

総合計画で論議されている時点で私は一市民でしたので、その論議の経過についてはちょっと聞いてございません。ただ、6月議会で一瀬議員と沢田議員さんが、この公共交通機関についての質問をされておまして、そのとき総務部長がお答えをしているのは、まず沿線というか、対象の住民にアンケート調査をしたいと。そしてアンケート調査をした結果に基づいて、それが必要と判断すれば、事業者と関係団体を入れて協議会を立ち上げる、その協議会の中でどんな方法、例えばジャンボタクシーなのか、巡回バスなのか、またどういう経路で、経費はどのくらいかかるのか、それらについて実証実験をやっていくと、こういうふうにはお聞きしているものですから、淡々とそれは進んでいくだろうという理解をしてございます。よろしいでしょうか。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 実は、第6期総合計画でのお話のときに、この全体が終わるのが10年後という話だったのです。それで、もちろん流れ方というのはあるのです。それは、私も大賛成なのです。ところが、10年先で実証実験が過ぎて計画ができるということになったら、これは余り何でも遅過ぎるだろうなと私は思うのです。そこで、先ほども言ったように、市長は、もう緊急事態になっていると思うのですけれども、高齢者にとっての足の確保ということは、今の流れ方をどういうふうな進め方で、勢いで、だから多分来年にでも始めてもいいことです、これ。私も国土交通省に問い合わせたのです。何とかいい補助メニューはないか。いつもお金のことをおっしゃるから、1つだけお話しするのは、地域公共交通確保維持改善事業というのが国土交通省のメニューでも、もちろん市長もご存じだと思うのですけれども、先ほど言ったような協議会の立ち上げ、あるいは計画策定というのは2,000万円の助成が出るのです。砂川市の単費何もなくてやっていけるのですから、早速来年にでもぜひやっていただければなというふうに、まさにトップダウンでいくぞというふうに言っていただければ、第6期総合計画も早々に進んでいくのではないかとこのように思うのですが、この辺のところはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 私がトップダウンでと言ったのは、高齢者を支えるシステムづくりなのですけれども、まあまあそれはよろしいでしょう。正直言いますと、議会って厄介なところで、所管というのがあって、私がどこまで答えていいのだろうか。市長が勝手にしゃべったのだからいいのだという論議も聞いてございますので、なかなか難しいのですけれども、この機会ですから、アンケート自体はすぐ実施することは可能かなと。それは、

総務部のほうの所管になりますから、総務部のほうで早急に、いつとはちょっと私何とも言いがたいけれども、そんなおくらせてやる必要はないですから、アンケート調査は実施するだろうというふうに、来年度中にでも恐らくやってくれるのだろうというふうには理解してございます。ただ、近隣の首長、特に空知の首長とよく話しするのですけれども、砂川の高齢化率、うちも大変で今30なのですよと言ったら、えっと言われて、30と言ったら、ほか40いっているそうですから、すごい状況になっているのだなと。それから高齢化率の話はしないようにしているのですけれども。近々の私が一番今急いでいるのは、やはり地域で行政も入って包括センターも入って支えるシステムをトップダウンで何とかこれは2年間でつくり上げていきたい、それは押しつけにならないでしょう、そっこのほうにほぼ、私も多忙と言ったらちょっと何も暇だと言われそうですけれども、結構外に出る機会が多くてなかなか中に座ってられない、あいている時間で職員と打ち合わせしたり、またはヒアリングをやるということをやっていますので、公共交通のほうはある程度これは手順が決まっています他市でもやっていることだから、組織の力で、トップダウンでなくても公務員の優秀な力でそのまま進めていただければいいのではないかなというふうに思っていますし、アンケートも総務部のほうでやるような話は聞いていますので、10年後とかそういう話ではないと思います。でも、すぐかと言われると、まずは私は高齢者を支えるシステムを、先に何とか住民と一緒にあって怒られながらもつくっていきたくて、これを優先していますので、それらのころ合いを見ながら考えていけばよろしいのではないかなというふうに思っていますけれども。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 支えるということと交通手段を支えるということとは、ほぼイコールと私は思っていますので、なるべく早い段階で進めていっていただきたいと思います。

それでは、2点目のほうの市営住宅の24時間換気システムの関係なのですけれども、南吉野団地で2回の入居者説明会がありまして、私2回とも行って本当に驚いてしまったのです。だって、建てたばかりの南吉野団地です。その中で言われる話が寒いとか、お風呂に入ったら本当に寒いというわけです。何なのだ、これはというふうに。それも1人、2人の方ではないのです。出席されている方々がほとんどの方々がやっぱり寒いとおっしゃるのです。私も何軒かのお宅にお邪魔しました。ストーブのそばは暖かいのです、もちろん。ところが、さっきの言った24時間換気システムというのがあって、ドアがあって、その下に、あれルーバーというのですか、穴があいているのです。そこから風が、冷たい風です。これがしゅうしゅうと入ってくるのです。普通の家ですき間風よりも何か寒く感じるような風が入ってくるのです。それが何でかという、このやっぱり24時間換気システムの風のようなのです。今審議監がおっしゃったとおりで、やっぱりこれは要因は24時間換気システムなのだというようなお話がありましたが、ここでお伺いしたいのは、秋口、今なんか外気がマイナス5度、10度となりますよね、そのときに外気を取り込ん

で熱交換と言ったけれども、大体どのくらいの温度差があった風がさっき言ったように流れてくるものなのですか。

○議長 東 英男君 小黒弘議員の質問に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時09分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員の質問に対する答弁を求めます。

建設部審議監。

○建設部審議監 山梨政己君 ご質問いただきました熱交換率というお話でしたので、ご説明したいと思います。

室温と外気温のその差の65%を熱交換するという仕組みになっております。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 もうちょっと親切に説明してほしいなというのはあるのだけれども、僕が聞いている話では、住民の方でも調べた人がいるのです。それで、少なくとも室温、ストーブのあるところの室温とそっちのほうでは10度の差があると。それが65%かどうかはちょっとわかりません。ただ、部屋で自分がいるところで22度なのに、違う部屋行くと10度の差があるということになったら、これはやっぱり相当寒さを感じます。僕は、お風呂入るのでも、それはもちろん湯気が出て結露すると困るからというのはあるのだけれども、今どきはやっぱりファンをとめます。ファンついたままだったら寒いもの。やっぱりとめてお風呂入れる。でも、ここの場合は年じゅう排気をしているわけです。当然寒いです、お風呂、裸になるし。さっき質問の中で言ったのだけれども、この24時間換気システムを運転停止するときにはブレーカーを落とせというわけです。私がここに今持っているのは、この24時間換気システムの取り扱い説明書です。これは、住民の皆さんにもすべて配っているようでして、特になくさないようにと言って配られているらしいのですけれども、その中にはこのメーカーは吹雪や台風などのような雪や風、雨の強いとき、霧の多いとき、清掃点検時はとめてくださいと書いてあるのです。この場合は、住民の皆さんがきょう吹雪だぞ、台風が来たけれども、とめるというときはどうやってとめるのですか。

○議長 東 英男君 建設部審議監。

○建設部審議監 山梨政己君 24時間換気、もう少し詳しく説明させていただきますけれども、外から外気が入りまして、当然吸えば吐いていかなければならないのですけれども、そこで熱交換をして押し入れなんかの天井から吹き出すのですけれども、吹き出したのがそのまま排気のところにつながるのではなく、部屋の中の室温にまざりながら、言ってみれば暖まりながら浴室まで行ってまた排気されるという形の仕組みになっています。そ

れが熱交換をしながらということなのですけれども。

今のとめるときの話でブレイカーということの説明いたしましたけれども、そもそもブレイカーにしたのは入っている方によってとめられていろいろと結露だとか、先ほどから話していますシックハウスなんかのそういう問題もあるので、24時間できるような形をとっていると。それで、台風とか、そういうところではどうなるのだという話なのですけれども、まず台風に関しては、吸気と排気のところにセルフドという、言ってみれば風が直接システムに入らないようなカバーがついていますので、それで防ぐことができるということです。あと、虫の話もとめることということで説明書に載っていますけれども、それも山間部とか、特に虫が多いところの地域を想定しているということで、特段南吉野についてはその心配もないかなということで、あとは点検とかメンテナンスのとき、そのときにはどうしてもとめなければならないという作業が出てくると思います。

以上です。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 熱交換換気というと、何か電気で熱、暖めるような感じなふうにとられそうだけれども、今審議監言ったとおりに、室内の温度を暖かいのを持って行って冷たいのと合わせてということなので、それは寒い風が出てくるというのは当然のことだと思うのです。

それで、もう一つ、取り扱い説明書ですけれども、この使い方の一番最初の部分でコントロールスイッチについてというのが出てくるのです。この製品の運転は、システム部材のコントロールスイッチにて行います。だけれども、南吉野団地にはこのスイッチがついていないのですよね。

○議長 東 英男君 建設部審議監。

○建設部審議監 山梨政己君 つけておりません。お配りした仕様は、説明書はいろいろと番号振ってしまっていて、今回南吉野につけたタイプでないものも含めたメーカーの仕様で、言ってみれば24時間換気システムというのは公営住宅に限らず、先ほどもご答弁させていただきましたが、戸建て住宅でも使いますので、そこでそういうところに共通する説明書ということで書かれているので、特に戸建て住宅に限りましては入居者が特定されまして、ある程度そのシステムの仕組みなり目的がわかっていただいて管理できる。公営住宅はいろんな方というか、どなたでも入りまして、入れかわりも考えられるので、まずその操作ミスがあって換気をとめられて湿度がたまって言ってみれば結露だとか、カビが生えたりとかということを防ぐのにそういうものを、説明書には載っていますけれども、スイッチはつけていない。事実、最近北光団地で入居者が家の中が湿気でどうもならない、それで原因は何かということで調べたら、前に入居されていた方が、北光団地もスイッチはついていないのですけれども、いわゆる点検用のふたをあけてといますか、天井をあけて機械の本体についているそのスイッチをとめていられたと、それが原因でなっ

たのです。それで、以前にもこういう24時間換気システムというのは三砂団地からつけていまして、道営住宅なんかでも同様なスイッチをつけているがゆえに切られていて結露が起きたということで、それ以降北光団地等々建設するときに、道営住宅で管理しているときに結露が発生したので、公営住宅ですので、入れかわりも想定されますので、管理が入る人によってはなかなかうまくいかにいかないということで、それでスイッチをつけなくなった。そしてメンテナンス用の本体にあるスイッチとか、そういうところで入り切りをするような考えでやっています。それで、質問いただきましたけれども、あくまでも一般の戸建ての方が、このシステムの目的とそういう操作を間違わないようにしていただくというところでこのスイッチのついた説明書があるというふうに考えています。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 その説明はだめです。私のここにある中に南吉野団地についてVL10CZ3という形式までちゃんとあるものなので、そのあるものの中の使い方で、まずスイッチの使い方ということが書かれているのです。このスイッチも普通のスイッチと違うのです。電気のスイッチとはまた違って、いつでもすぐ何かぱっと、間違っただけで消すとかつけないようにちゃんとカバーがついていて、しかも運転しているときはランプが点灯するようになっているスイッチなのです。さっき審議監が一つの北光団地の例を出しましたけれども、これスイッチがついていないから余計そうだったのです。そう思いませんか。だれかが切ってしまったのです、天井裏の、機械に強い人が。切ったまままで出てしまったのでしょ、きっとその人。新しい人が来たけれども、このまんまのただなと思って結露が激しい、何が何だかわからないまままで過ごしてしまったのです。このまんまでは大変だからといって市に電話したら、天井裏に上ってこの24時間スイッチを入れたのでしょ。そうですよね。そうですよね。

○議長 東 英男君 建設部審議監。

○建設部審議監 山梨政己君 スイッチを入れて、スイッチといいますか、点検用のスイッチ、壁にあるようなスイッチではなく、本体についているメンテナンス用のスイッチを入れたということです。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 何を言いたいかといえば、せめて要望者にはスイッチをつけてあげたらどうですかということを私は言いたいのですけれども、この辺はいかがでしょうか。

○議長 東 英男君 建設部審議監。

○建設部審議監 山梨政己君 新しい公営住宅は、南吉野団地と、ことし石山団地も建てました。同じ仕様で建てているのですけれども、立地の差なのか、石山団地は特にこのようなお話は聞いてはいないのです。それで、結露なりシックハウスを予防するのにいろいろと24時間換気をしまして、やはりそこは建物をつくる側としては当然つけなければならない設備なので、そこを要望ということで言われたにしても、まずはすべての方が寒い

という話でもない、今議員さん説明会で行かれたときにほとんどの方がということだったのですけれども、32名説明会に参加されて5名ほど寒いと。それで、実際に24時間換気システム自体は先ほど説明いたしましたとおり、吹き出しから新しい空気が入ってきて室内の中で動きまして、そして一番湿気の多いとかにおいがあるトイレとか浴室から排気されていくものですから、言ってみればそういう中の室内の環境、そういうものもやはり大きくあるのかなというふうに考えておりまして、まずそのスイッチをつけてほしいという要望なのですけれども、その辺まずは使い方とか目的とか、そういうところとか、あとスイッチが本当にその要望で一番の解決策かどうかというところもやはり検討しなければ、当然その24時間換気をして守らなければならないシックハウスの話もそうですし、結露の防止もそうですし、その辺がうまくあいにくシステムの機能を確保できるかというところもやはりその入居者の方と確認しながら、言ってみれば個別にお話をさせていただかなければならないですし、実際にはすべての方が寒いというお話でないものもあるので、まずはその生活で、言ってみれば部屋の温度がどの程度かというところもやっぱりあるのかもしれないので、その辺を調査しまして、やっぱりそこら辺は個別に対応の方法、説明と、そういう仕組みとしてスイッチなのか、あとは別な方法で、寒いというのは室内であればそれこそ体感、風速によって体感温度って変わりますので、その辺も含めて検討したいと思います。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 どうもわからない答弁なのだよね、今の。まずは、コントロールスイッチというものは間違いなくて、このものを皆さんに配っている、見た人は何でないの、これ、説明書はこういうふう書いてあるのにどこ探してもスイッチないぞという話です。だけれども、寒さだけの問題ではないということも僕もわかっています、このシステムが。でも、とめなければならぬときもあるのに、これ天井裏まで行って、業者頼んだらお金かかるでしょう。だれが出すのですか。市が出してくれるのですか。違うでしょう。だったとすれば、必要なときはちゃんと必要なようにスイッチを切るような説明をして、いつまでもずっととめていたら結露起きます、もし起こったらその人の責任でしょう、スイッチ入れ忘れていたのだから、ぐらいの気持ちでいいと私は思っているのですけれども。だから、これでちっとも寒くない人もいないかもしれないですよ、さっき言ったように体感温度。だから、希望者にはスイッチをつけるようにしたらどうですかというお話ししているのだから、どうするかと答えればいいだけの話です。

○議長 東 英男君 建設部審議監。

○建設部審議監 山梨政己君 寒いというお話ですので、その寒さを解消する方法の一つとしてスイッチがあるのかもしれませんが、設備のシステムのところからいくと、ほかにもやりようがあるのかなということも考えておりますので、寒さイコールスイッチをつけるということではなく、それらを含めて検討させていただきたいということでござ

います。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 余りしつこくやりたくもないのだけれども。いわゆる寒さとの関係は認められたのです、一番最初で。その要因も24時間のシステムの中にあるというふうなことを認められたので、だから僕は一つの解決策として、希望されている方だけでもちょっとスイッチの検討をしてみたらどうですかというお話だったので、検討ぐらいはできますか。

○議長 東 英男君 建設部審議監。

○建設部審議監 山梨政己君 先ほども申しましたけれども、スイッチも含めてほかの方法もあわせて検討いたしますということでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 では、次なのですけれども、これはやはり同じ説明会の中で、先ほど審議監おっしゃった5名という数字がどういう5名だったのか僕はちょっとわかりませんが、僕は少なくとも一言もしゃべらずに皆さんの中にじっと座っていたのですけれども、声なき声が聞こえるわけです、住民の皆さん側にいると。いろんなとにかく声が聞こえてきました。その全部は書いていませんけれども、公営住宅に僕は入ったことないので、自然に不思議だと思うことは、階段上がるのです。そこでは、車いすでは行けないし、エレベーターもないのです。だけれども、2階に行くとバリアフリーなのです。すべてバリアフリー。そこにお年寄りが入っているかといったら、全然違います。元気はつらつの皆さんが入っているのです。すごいなとまず思ったわけです。次は、トイレとおふろ場見せてもらったら、それこそ車いす対応のような広いトイレ、浴室もそうでした。ただ、浴室がかまが追いだきができないのだそうです。だから、冷めてしまったら、ぬるくなったお湯を落としてまた新しいお湯を、熱いお湯を入れなければならないという今の公営住宅の仕組みらしいのです。2階建てなのですけれども、無落雪になっていて、今度は凍結防止のドレンヒーターというのがあって3度になるとそのスイッチが入るらしいのです。さっきもちょっと1回目で言ったのですけれども、24時間ずっと換気をするためにモーターが回っているわけです。これ全部入居者の電気代になってくるのです。FFストーブは義務づけられている。この中にも書いてあったのですけれども、その声の中で、私は前のときのポットストーブ、まだ新しいの2台も3台もあると。それでもそのポット式ストーブは絶対に使うなと言われていたので、十何万のFF式のストーブを買わざるを得なかったと。物置にしまったまんまのポット式ストーブもったいないねという話も聞こえているのです。インターホン、ピンポンというやつですけれども、受話器式というのはこういうやつです。玄関のところまではいと行かなくてもいい、これがもう今最近では常設らしいです。そこまでやっていて喜んでもらえているのなら、ああ、こんないいところ住んだ、市もいっぱいお金出してもらって新しいこういう公営住宅つくってもらってよかったと言

ってくれるのなら、僕はうれしいのです。そういうふうだとばかり思っていたのですが、実はさっきからの話ではないけれども、やっぱりいろいろな問題があって、特に寒さということが多いようです。どうしてさっき言ったように高气密、高断熱で最新のものののに、しかも何億もかけて新しいものをつくったのに喜んでいただけないのかということが残念でならないわけなのです。僕は、さっきの24時間換気システムなんかでもそうなのですけれども、これ全部審議監はつまりこういう形が今の法律で決められた公営住宅の方法なのだというふうにおっしゃっていらっしゃったと思うのですけれども、だれが一番これで喜んでいるのと私は思うのです。入居者は、こんなことも言われたのです。前のブロックのあっちのほうがまだよかったと。私たち犠牲者だと僕に言った人いました。

〔何事か呼ぶ者あり〕

だって、今まで安く入れていて、そこに入ったらFF式のストーブを買わなければならなくなると、これもそうではなかったら入れないのだよという話なのです。私は、公営住宅のあり方ということをやっぴり考えたいと思うわけです。うちは、自宅ですけれども、バリアフリーにはまだ残念ながらなっていないし、24時間の換気システムもないし、ペンキがはがれればペンキ塗らなければならないし、屋根の修繕もしなければならないし、全部自分のお金です。幾ら国の基準であっても、少々やり過ぎなのではないのかなというのが、こんなこと言うと批判を浴びるかもしれませんが、何でこんな基準になっているのだらうと、そもそもが、疑問に感じるのですけれども、これって答えられますか。

○議長 東 英男君 建設部審議監。

○建設部審議監 山梨政己君 公営住宅に関しては、ひもとけば、戸数を確保するのにいかに多く建てていくかということから、あと今の現状に合わせて住みやすい住宅づくりということと、公営住宅ですので、建設省の基準で建てているのですけれども、国のマンションとか、そういう共同住宅のあり方みたいなのがあって、いろいろと新たな取り組みを公営住宅で実践していると言ったら語弊あるかもしれませんが、先進的な取り組みで設備とか、あと断熱、高气密とかをやっている程度そういうマンションの模範となるようなものを示すというのがあるのかもしれませんが、求められているそういう住宅性能とか、法律変わるたびに住宅性能を満足しなければならないだとか、いろんなところがあって公営住宅、普通の一般の住宅、以前のブロックから比べるとかなり物もよくなっていると思います。そもそも建てる基準というのは、砂川市では公営住宅建てるのに国の交付金をいただきながらやっぴはいるのですけれども、そこでその条件としては国のほうで示している整備基準というのがありまして、それにのっとり家を建てるというのが基本で、そこにはいろいろと年代を追うごとに仕様が変わってきて、今は先ほどから話していますとおり高断熱、高气密、言ってみれば住宅性能に関する住宅の品質の確保に関する法律ってありまして、いわゆる品確法なのですけれども、一定の性能を確保しなければならないというのがまず大きな話になっていまして、それが住戸内の話でありま

して、そのほかに敷地だとか、いろいろと公営住宅を整備するに当たっての基本的な考えがあります。そして、先ほど質問の中にもありましたけれども、階段で上がって2階に行くのに何でバリアフリーなのかということも、特にバリアフリーという話で質問されましたけれども、私たちがユニバーサルデザインということで、今確かに高齢者の方が住まわれないかもしれませんけれども、そこには先ほどから話しています入れかわりがありますので、あと世帯によっては子供ができてふえてきて子育てするのに、いろいろとそういう生活様式なり家族構成が変わるのに対応するような形で建物が設計されてきているということです。

質問は、なぜそういうせつかくいいのを建てて皆さんに満足していただけないというお話なのですけれども、まずは整備する基準としましては、そういう交付金をいただいて整備すると。交付金をいただかないでやればいいのかという話もあるのかもしれませんが、そもそも市営住宅って条例にも書いてあるとおりの国の基準のものをということになっていまして、言ってみれば補助金をもって建てるのが市営住宅、公営住宅ということになっていますので、そこにはいろいろと建てるだけの話でなく、交付金をいただくと、建てる時には補助金いただいて、今は45%ですか、あと建った後に家賃対策補助、昔は家賃対策補助でしたけれども、今は低廉化事業ということで安く住んでいる方に入っていて、その差額を国から補助していただくと。それとか、今改良住宅でも工事やっていますけれども、言ってみれば補助金をいただいて建てた建物だから改修にも補助金がつくという、言ってみれば公営住宅建てただけでなく、ずっとその管理していく、そこには言ってみれば公営住宅という名の借家をいかに経営していくかということが1つあって、基本的にはいろんな70年の間に管理していかなければならないところがあって行く行くはそういう、そもそもは国で示した整備基準を満足して行って補助金で建てるということになると思います。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 僕の持論でもあるのですけれども、前も菊谷前市長とやり合ったことがありますけれども、国の45%が欲しくてやるのか、今一戸建て住宅でも坪25万とか30万でやれるようなやり方があるのです。何で鉄筋コンクリートでなければだめなのか、木造の公営住宅があったっていいのではないかと僕は思うし、もう一つは大体今は吉野も石山そうですけれども、住みかえ団地なのです。今そこに住んでいらっしゃる方が新しい団地に入るという方法なのです。お年寄りの方は、お年寄りのまんまで入るのです。そこで余ったら、一般公募をして入るという方法です。だから、そういう意味でいろいろな工夫をしているところがあります。さっき言ったように、わざわざ2階建てをつくらなくて木造で平家のブロックではないけれども、木造で長屋みたいな形にして、ちょうど前の吉野とか、今の宮川ですか、ああいう感じで建てるのです。雪も落ちるようにしていいではないですか、前もそうだったのだし、わざわざ無落雪にして電気代をかけて、24時

間で寒いからストーブをどんだんたく、何か今どきの世の中と合っていないと私は思うのです。全部電気、電気、電気です。これから原発の問題だったり、いろいろなことがあつたりする中でなるべく電気を使わないでというのが世の中の流れの中で、どんだんどんだん電気使うような仕組みができてしまっているのです。FF、寒いから、風が来るからもっとストーブたく、追いだきでできないから、またここでガス使う、何なのだろうというふうに正直思うのです。つまりこういうふうやっていくから、今度共益費も高くなるわけです。雪解かすわけではないけれども、パイプを解かすための電気代も共益費です。だれが本当にこれで幸せだったのだろうと僕は今本当に思うのですけれども、そういう意味でいえば、多少屋根の雪がみんな協力して落とさなければならぬにしたら、それもまた会話の一つになるかもしれないし、本当に便利、便利になることがこれからいいことなのかどうなのかということは私はあるなというふうに思いますし、これから公営住宅まだ建てかえていくところも何軒もあるので、その辺のところはどうでしょうか。僕この前芦別市の公営住宅見てきましたけれども、ごらんのように木を使って平家建てで、雁木みたいな、わかりますか、雁木というのは、そういう仕組みができていたり、本当にいろいろ工夫されながら鉄筋コンクリートよりは安く仕上げるような方法をやっている自治体も数多く見られています。市長、この辺、今ちょっと一方的に僕しゃべっていますけれども、どんなふうに使われますか。何か変だと思いませんか。これからも何億もかけてやっていくのです、この事業。しかも、公営住宅の今まで平家だったところを2階に上げるものですから、空き地ががばつとあくのです。この空き地がなかなか売れない。本当に何のために便利にしているのかなということがありますので、市長、答えられる範囲でいいですから、ご所見をぜひお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 今やりとりを聞いていたのですけれども、なかなか難しい論議だなと思いついておりましたけれども、そもそも公営住宅は低家賃住宅、国の政策の中で低家賃を目的としてつくられているものでございますけれども、いかんせん国のほうで非常に規制をしていて自治体の思うに任せない、こういう基準でこういうふう建てなかつたら補助金はやらないぞと。確かに小黒議員言うとおりの、この辺がやっぱり国と地方のあり方が、地方が6割やっているのに金は4割しかくれないと。国のほうでかなり規制をされて各自治体の首長が全国共通に悩んでいる事項でございます。しからば、その金は要らぬと、うちは単独でやるのだということになれば非常に高いものになるし、家賃設定も違うものになってなかなか低家賃でやるというのは難しい状況になると。首長としては非常に、私も市長になったときにもっと市外から若い人を呼び込むのに単費でいいからできないのかという話もしたことあるのですけれども、そうやると民業圧迫だの、なかなか難しい問題がまた出てきたりして、どちらかという私は国にもっと基礎自治体が訴えかけてこういう補助金については地方主権の流れの中では地方におりてくるだろうというふう

に読んでいたのですけれども、なかなか国の抵抗も強くて、そのうち地域主権の話もどこに行ったのか聞こえてこなくなっているという状況でございますけれども、問題点で共有しているのは小黒議員とその辺は一緒だと思います。ただ、公営住宅はうちは余りにも多過ぎて、今のがひよっとすると今の新しい計画の中ではこれが最後の公営住宅になるかもしれませんし、まだ宮川残っていますけれども、それは新しい計画の中でどうなるかというのはこれからの計画の中で論議されるということもございますけれども、総体の公営住宅のあり方というのは私も同じようには思っておりますけれども、自治体の首長としての裁量の中でやるには余りにも経費がかかり過ぎるなというのがネックになっているところでございます。よろしいでしょうか。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私もすぐ解決できる話ではないとは思いますが、ただやっぱりいろんな知恵を絞ってやっていくべきかなというふうにも思いますし、できれば今入っている皆さん方がああ、よかったと、さっきのスイッチのこと一つにしてもやっぱりやれるものはやって、もう今それを壊すわけにいかないのだし、そこに住んでいる人たちが少なくともああ、快適なところで住んでいるよと思えるようなことに努力をしていただきたい、こんなふうに思います。

これで終わります。

◎延会宣告

○議長 東 英男君 本日はこれで延会します。

延会 午後 3時45分